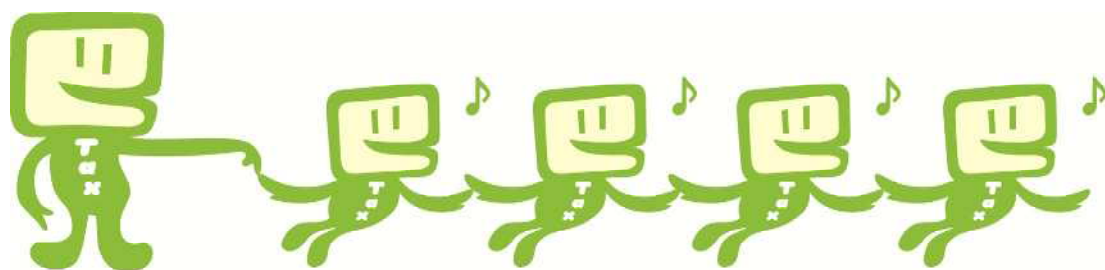


令和2年版

連結確定申告書 地方法人税確定申告書 個別帰属額等の届出書 等の記載の手引



令和2年9月
国 税 庁
法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



目 次

I	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について	1
1	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限	1
2	時価評価法人等の申告書等用紙について	1
3	消費税及び地方消費税について	2
4	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類	2
5	連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類	2
6	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について	4
7	申告に当たっての留意事項	4
II	個別帰属額等の届出書の提出について	5
1	個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限	5
2	個別帰属額等の届出書の添付書類	5
3	連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類	5
4	個別帰属額等の届出書の編てつ順について	6
III	各表の記載の仕方	7
	・ 別表一の二「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」	7
	・ 別表三の二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」	20
	・ 別表三の二付表一「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」	22
	・ 別表三の二付表二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」	23
	・ 別表三の二付表三「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」	28
	・ 別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」	30
	・ 別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」	31
	・ 別表五の二(一)「連結利益積立金額の計算に関する明細書」	38
	・ 別表五の二(一)付表一「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」	39
	・ 別表五の二(一)付表二「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」	51
	・ 別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	53
	・ 別表五の二(二)付表「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	54

・	別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」	59
・	別表七の二「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」	64
・	別表七の二付表一「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」	68
・	別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」	70
・	別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」	72
・	別表八の二付表「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」	77
・	別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」	78
・	別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」	81
・	別表十八の二「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」	83
IV	「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの	84
・	別表二「同族会社等の判定に関する明細書」	84
・	別表五(一)付表「種類資本金額の計算に関する明細書」	84
・	別表十一(一)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	84
・	別表十一(一の二)「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	85
・	別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	85
・	別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	86
・	別表十六(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	86
・	別表十六(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	87
・	別表十六(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	87
・	別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」	88
V	個別帰属額の届出書等の記載の仕方	89
・	個別帰属額等の一覧表	89
・	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書	91
・	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	96
VI	参 考	99
VII	中小連結法人の判定等	109

略 語

法	法人税法（昭40法律第34号）
令	法人税法施行令（昭40政令第97号）
規則	法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
地方法	地方法人税法（平26法律第11号）
地方規則	地方法人税法施行規則（平26財務省令第22号）
措置法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令（平24政令第16号）
新型コロナ税特法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令2法律第25号）
新信託法	信託法（平18法律第108号）

- (注) 1 この手引は、令和2年4月1日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表等に対応しています。
- 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（措置法68の8）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要があります。
- 適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引(連結法人用)』」を掲載していますので参照してください。

I 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

1 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出しなければならないこととされています（法81の22、地方法19①）。ただし、連結親法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の定めにより、若しくは連結法人に特別の事情があることにより、その連結事業年度等以後の各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度等の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないためにその連結事業年度等以後の各連結事業年度等の連結確定申告書及び地方法人税確定申告書をそれぞれの提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、その連結親法人の提出期限の延長の特例の申請に基づき、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出期限を2月間（次の①及び②に該当する場合にはそれぞれに掲げる期間）延長することができます（法81の24、地方法19⑤）。

① 会計監査人を置いている場合で、かつ、その定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（②に該当する場合を除きます。）（法81の24①一）

その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

② その特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあること、連結法人に特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合（法81の24①二）

税務署長が指定する月数の期間

(注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります（法81の24②）。

2 上記1の申請書は、法第75条の2（「確定申告書の提出期限の延長の特例」）の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例（法4の3⑥）による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため（消費税法19①二、地方税法72の78③）、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。

④ 法人税について上記1の連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、令和3年3月31日以後に終了する連結事業年度終了の日が含まれる課税期間について、「消費税申告期限延長届出書」をそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日が含まれる連結事業年度（その提出をした日が連結事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日が含まれる課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます（消費税法45の2②）。

4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します（規則37の12）。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
 - ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金の処分表
 - ③ 勘定科目内訳明細書
 - ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
 - ⑤ 連結親法人の事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
 - ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
 - ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- ④ 組織再編成を行っていない場合には、⑥及び⑦の添付は不要です。
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書（特別償却限度額の計算に関する付表）及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類（以下「明細書・証明書等」といいます。）
 - ⑨ 適用額明細書（税額又は所得の金額を減少させる租税特別措置法の規定その他一定の規定の適用を受けない法人は提出の必要はありません。）

5 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類は、連結法人ごとに作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付に際しては、連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください（「6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。）。

- (1) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届

出書を使用して作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成は、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

- (2) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

なお、連結子法人分については、添付を省略することができます（添付書類としてではなく、個別帰属額の届出書として提出する場合は省略できません。）。

また、連結親法人分の作成及び添付は、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあつては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあつては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要なため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

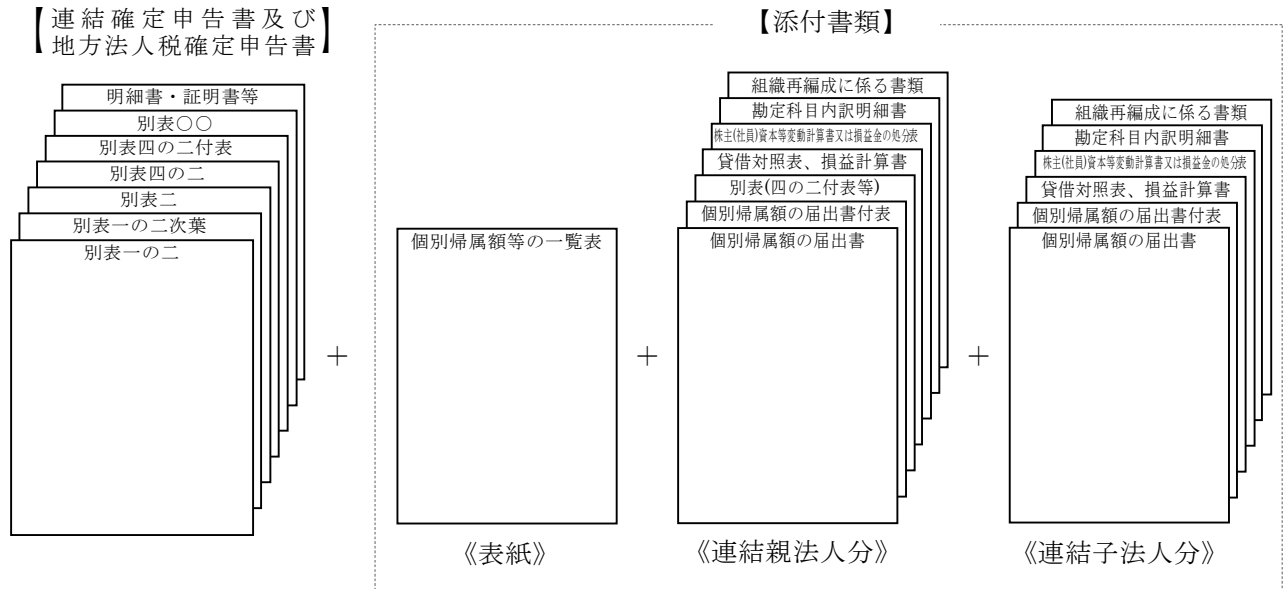
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあつては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び連結子法人ごとに次の区分に応じた順に並べた上で、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付して提出してください。



- (注) 1 添付書類の連結子法人分については、連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。
 2 上図では、連結子法人分の連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）の添付を省略しています（5(2)を参照してください。）。

7 申告に当たっての留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2イからハマまでに規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項（新法の適用等）の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）

(2) e-Taxによる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書は、電子申告(e-Tax)も可能です。

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出を電子申告(e-Tax)で行う場合には、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) を参照してください。

Ⅱ 個別帰属額等の届出書の提出について

1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）及び添付書類（下記2参照）を提出しなければならないこととされています（法81の25、規則37の17）。

(注) 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化について

令和2年4月1日以後に終了する連結事業年度に係る個別帰属額等の届出書について、連結親法人が連結確定申告書又は地方法人税確定申告書をe-Taxを使用する方法により提出した場合において、その連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書（個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）並びに貸借対照表、損益計算書及び事業概況書などの添付書類を含みます。）を、e-Taxを使用する方法又は光ディスク等を提出する方法によりその連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出したときは、その連結子法人がその個別帰属額等の届出書をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出したものとみなされます（法81の25②）。

2 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します（規則37の17）。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金の処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

(注) 組織再編成を行っていない場合には、⑤及び⑥の添付は不要です。

I 4に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類のうち⑧の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6第1項第8号（外国税額控除を受けるための書類等）の書類のうち連結子法人に係るものは、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表六の二(ロ)の下部余白にその旨を記載してください。

3 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I 5(2)と異なりますので御注意ください。

また、作成及び添付は、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあっては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要なため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

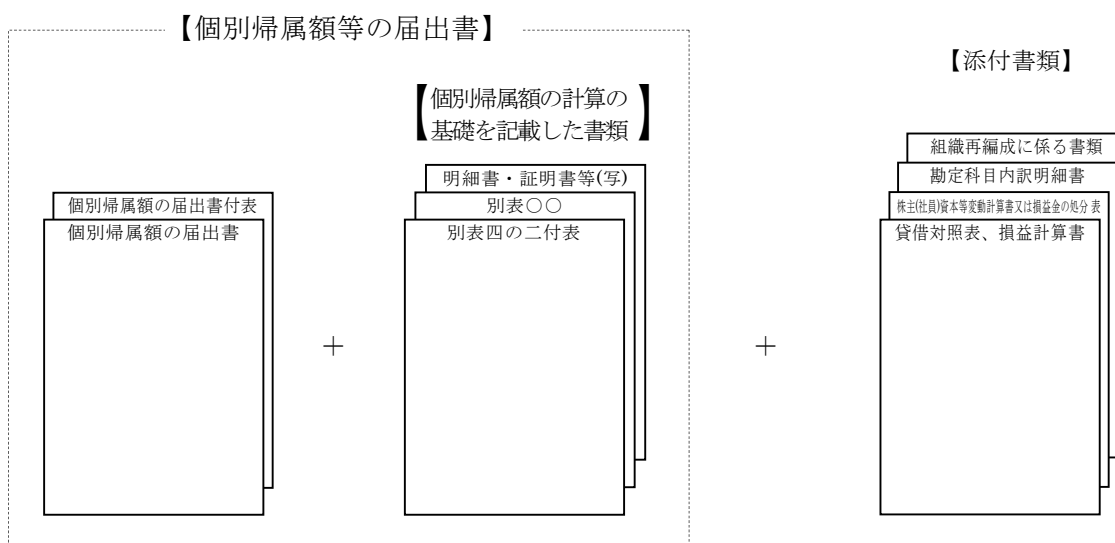
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

- ③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

4 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の区分に応じた順に並べた上で提出してください。



Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二

「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人が連結確定申告（法第81条の22第1項（連結確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による連結中間申告（法第81条の20第1項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいいます。以下同じです。）をする場合及び地方法第6条第3号に掲げる法人が確定申告（地方法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による中間申告（地方法第17条第1項（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 連結確定申告又は仮決算による連結中間申告及び地方法人税についての確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び「代表者記名押印」		必ずフリガナを付けてください。また、正本には代表者名を記載し押印してください。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の連結親法人の法人番号を記載します。	法人番号は国税庁法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp) から検索することができます。
「法人区分」		19ページの「(参考)税率区分」の親法人区分欄を参照してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である又は資本若しくは出資を有しない連結親法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。 (1) 相互会社 (2) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 相互会社（外国相互会社を含みます。）	非中小法人の判定については、109ページを参照してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>③ 法第4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」といいます。)</p> <p>(3) 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p> <p>(4) 受託法人</p>	
「同非区分」	別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人(連結親法人であった法人)の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名(被合併法人名)を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありませんが、「売上金額」については、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」における「売上金額」の金額を移記してください。	税務署における事務の効率化につながることから、売上金額の記載をお願いしています。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">翌年以降送付要否</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 </div>	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙(別表一の二、別表一の二次葉、別表セット、勘定科目内訳明細書、適用額明細書及び法人事業概況説明書(又は会社事業概況書)をいいます。)の送付が不要な場合は、「否」を○で囲んで表示します。</p> <p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」を○で囲んで表示します。</p> <p>なお、税理士関与のある連結法人の場合は、令和2年4月決算分の連結確定申告以降、申告書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。</p>	<p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、「要」に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。</p> <p>別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。</p> <p>また、申告書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">適用額明細書提出の有無</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 </div>	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項(適用額明細書の提出義務)に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」を○で囲んで表示します。</p> <p>また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる租税特別措置法の規定その他一定の</p>	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項				
	<p>規定の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」を○で囲んで表示します。</p>	<p>そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税理士法第30条 の書面提出有</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">有</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税理士法第33条 の2の書面提出有</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">有</td> </tr> </table>	税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	<p>税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄を○で囲んで表示します。</p>	
税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有			
<p>「連結事業年度分の法人税申告書」</p>	<p>空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告である場合には、更に、</p> <p style="font-size: small;">〔連結中間申告の 令和 年 月 日〕 〔場合の計算期間 令和 年 月 日〕</p> <p>にその計算期間を記載します。</p>				
<p>「課税事業年度分の地方法人税申告書」</p>	<p>空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載します。</p>					
<p>法人税額の計算</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します（(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの金額の合計額を記載します。）。</p> <p>(1) 別表六(三+)「31」に金額の記載がある場合、その金額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合、これらの規定により当期の法人税額に加算される金額を記載します。</p> <p>① 措置法第68条の11第5項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>② 措置法第68条の13第4項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）</p> <p>③ 措置法第68条の15の4第5項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>④ 措置法第68条の15の5第5項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）</p>	<p>この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。</p>				

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人		<p>⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑥ 平成28年改正前の措置法(以下「平成28年旧措置法」といいます。)第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑦ 平成28年旧措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p>	
	税	<p>「法人税額計10」</p> <p>措置法第68条の67第1項(連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、その用途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「控除税額13」及び「差引連結所得に対する法人税額14」には、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。</p>
額 の	<p>「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額12」</p>	<p>当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。)開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。</p>	
	<p>「差引連結所得に対する法人税額14」</p>	<p>この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。</p>	
計 算	<p>「連結中間申告分の法人税額15」</p>	<p>この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき法人税額を記載します。</p>	<p>当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。</p>
	<p>「差引確定法人税額 (14)-(15) 連結中間申告の場合は、その税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入 16」</p>	<p>この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額26」に記載します。</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人	「所得税の額17」	別表六の二(一)「6の③」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六の二(一)「6の③」の金額から控除した金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額25」	この申告が仮決算による連結中間申告である場合に、法第81条の29(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額17」の金額、「控除しきれなかった金額21」の金額又は別表七の二付表三「1」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
税 額 の 計 算	「所得税額等の還付金額25」から「計28」までの各欄	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」	この申告が連結確定申告である場合には、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。	次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次の法人に該当する連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。ただし、同条第4項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額又は同条第5項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。 (1) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(2)の連結事業年度を除きます。) 措置法第68条の97各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		<p>(2) 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。） 新型コロナ税特法第7条第1号から第3号まで（大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付）に掲げる法人</p> <p>なお、普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円（特例連結事業年度にあつては、10億円）以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度にあつては、10億円超）である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ税特法第7条第2号又は第3号）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など、措置法第68条の97各号に掲げる連結親法人（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ税特法第7条第1号から第3号までに掲げる法人以外の連結親法人）の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算	「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額) 50」	「50」は、次のいずれかに該当する法人が記載します。 (1) 普通法人である連結親法人で法第81条の12第2項((各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率))の規定の適用を受けるもの (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人のうち、措置法第68条の8((中小企業者等である連結法人の法人税率の特例))の規定の適用を受けるもの なお、分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 また、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	中小法人等の判定については、109ページを参照してください。
	「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額51」	特定の協同組合等である連結親法人(措置法第68条の108((特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例))の規定の適用を受ける協同組合等である連結親法人)が記載します。	
	「(50)の15%、16%又は19%相当額53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合 「(50)の15%、 16%又は19% 相当額」 (2) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受ける場合 「(50)の 15%、16%又は19% 相当額」 (3) 普通法人である連結親法人が措置法第68条の8の規定の適用を受けない場合 「(50)の 15%、16%又は19% 相当額」	普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(左記(1)及び(2))は適用されませんので御注意ください。 (注) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(116ページを参照してください)。
	「(52)の20%又は23.2%相当額55」	「55」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人 「(52)の20% 又は23.2% 相当額」 (2) (1)以外の連結親法人 「(52)の 20%又は23.2% 相当額」	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方	「 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除 地方法人税額41」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「 差引地方法人税額 42」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
法 人	「 中間申告分の地方法人税額 43」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「 差引確定地方法人税額 (42) - (43) 中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入 44」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額45」に記載します。	
税 額 の 計 算	「 この申告による還付金額 45」	<p>この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。</p> <p>また、この欄の外書には、「27」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)に規定する確定地方法人税額があるときに、還付所得連結事業年度の次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>なお、この金額が法第81条の31第1項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の別表一の二の「40」+「41」+「42」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 「27」の外書の金額に4.4%を乗じた金額</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 「27」の外書の金額に10.3%を乗じた金額</p>	<p>この計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。</p> <p>(1) 左記の「課税事業年度」に係る連結事業年度の別表一の二の「5」、「7」又は「10の外書」に金額の記載がある場合……これらの金額にそれぞれ4.4%又は10.3%を乗じた金額の合計額</p> <p>(2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合……その還付をされた金額</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「連結所得の金額に対する法人税額56」及び「課税連結留保金額に対する法人税額57」	「連結所得の金額に対する法人税額33」及び「課税連結留保金額に対する法人税額34」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	「(56)の4.4%又は10.3%相当額58」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 「(56)の4.4%又は 10.3% 相当額」 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 「(56)の 4.4% 又は10.3%相当額」	
	「(57)の4.4%又は10.3%相当額59」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 「(57)の4.4%又は 10.3% 相当額」 (2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 「(57)の 4.4% 又は10.3%相当額」	
	「還付を受けようとする金融機関等」	「計28」及び「この申告による還付金額45」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「連結事業年度分の法人税申告書」		空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「連結事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。
「課税事業年度分の地方法人税申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
法人 税 額 の 計 算	「連結中間申告分の法人税額15」	この申告前の連結確定申告等において法人税の連結中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額25」又は「連結中間納付額26」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
	「法人税額63」	この申告前の申告書の「16」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算	「還付金額64」	この申告前の申告書の「25」及び「26」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに連結中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	連結欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16) - (63) 若しくは (16) + (64) 又は (64) - (28) 65」	「16」、「28」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる時は記載しないでください。 (1) 「16」と「63」とがある場合には、「16」の金額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「16」と「64」の本書とがある場合には、「16」の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「28」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「28」の本書の金額を控除した金額	
	「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額27」、「計28」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額30」、「還付金額64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額65」の外書	各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「27」及び「28」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「30」及び「65」には、「64」の外書の金額から「28」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「中間申告分の地方法人税額43」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。	
法 人 税 額 の 計 算	「この申告による還付金額45」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「この申告による還付金額45」の外書	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第23条第1項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 50,000円 同上の還付加算金 3,000円 修正申告による還付金額 30,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算			$3,000円 \times \frac{30,000円}{50,000円}$ $=1,800円$ この欄に記載する金額 $30,000円 + 1,800円$ $=31,800円$
	「確定地方法人税額71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	
	「中間還付額72」	この申告前の申告書の「45」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付金額73」	地方法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第23条第1項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき地方法人税額(44) - (71) 若しくは(44) + (72) + (73) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)) 74」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となる時は記載しないでください。 (1) 「44」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合 ① 「71」に記載がある場合 $((44) - (71))$ 若しくは $((44) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))$ ② 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((44) - (71))$ 若しくは $((44) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))$ (2) 「45」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((44) - (71))$ 若しくは $((44) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))$	「73」に金額の記載がない場合は、「73」 - 「45の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。

(参考) 税率区分

連結親法人区分	税率	適用額明細書の提出あり	
		軽減税率の特例	適用除外事業者
(1) 普通法人(2を除きます。)	23.2%	—	—
(2) 普通法人(法81の12②の適用を受けるものに限ります。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%
(3) 協同組合等…農業協同組合、漁業協同組合など法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人	20%	800万円以下:16% 800万円超:20%	—
(4) 特定の医療法人…措置法68の100①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:16% 800万円超:20%	20%
(5) 特定の協同組合等…措置法68の108①の規定の適用を受ける協同組合等	—	800万円以下:16% 800万円超:20% 10億円超:22%	—

- (注) 1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用等はありませんので御注意ください。
 2 (2)(4)の連結親法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。
 3 普通法人とは、協同組合等以外の法人をいいます(例:株式会社、医療法人など)。

別表三の二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 当期の連結所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の連結所得の金額が0であっても、当期の連結留保金額について同条の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがありますので御注意ください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24(連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額)に規定する配当等の額に係る金額を除きます。)(法81の13②)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 受贈益の益金不算入額(法81の13②)
- ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額及び益金不算入附帯税(利子税を除きます。)の受取額(法81の13②)
- ⑥ 繰越連結欠損金又は災害損失金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑧ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑨ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62⑤)
- ⑩ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額(措置法68の62の2⑥)
- ⑪ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑦)
- ⑫ 国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63の2⑥)
- ⑬ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- ⑭ 特定事業の用地買収等の場合等の連結所得の特別控除額(措置法68の74⑥、68の75⑤、68の76④、68の76の2⑤)
- ⑮ 連結超過利子額の損金算入額(措置法令39の113の3⑫)
- ⑯ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(措置法68の92⑮、⑯、68の93の4⑬、⑭)
- ⑰ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額(措置法68の98⑬)
- ⑱ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101⑥)
- ⑲ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される連結所得の金額のうち、相手国の居住者等に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7③)

2 記載の手順

この明細書は、まず、「課税連結留保金額の計算」（「9」から「21」まで）、別表三の二付表一（「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」）、別表三の二付表二（「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」（「11」から「34」まで）及び別表三の二付表三（「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」）までを記載し、次に「連結留保金額に対する税額の計算」（「1」から「8」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「課税連結留保金額」の「1」及び「2」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（（(21)－(1)）又は（1億円× $\frac{\quad}{12}$ －(1)）のいずれか少ない金額）2」	「21」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「21」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）9」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の5第4項（現物分配による資産の譲渡）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用がある場合 別表四の二「10」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (2) 措置法第68条の98第8項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用がある場合 別表十の二（三）「18」の金額の合計額をこの欄に含めて記載します。	この場合、「19」はその内書きした金額を「9」の金額から減算して計算します。

3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2

別表三の二付表一

「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した連結利益積立金額4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額7」	この金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額6」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。
「定額基準額2,000万円× $\frac{1}{12}$ 8」	$\frac{1}{12}$ の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額18」	別表三の二付表三「21」に内書きした金額がある場合には、その金額を「別表三の二付表三「21」」の金額から控除した金額の合計額を記載します。	

3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2

別表三の二付表二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結個別留保税額の計算」の「5」及び「6」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「個別留保所得金額11」	別表十の二(三)「18」に金額の記載がある場合には、その金額を含めて記載します。	
「当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)13」	剰余金の配当又は利益の配当(その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。)により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額14」	次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書-「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」-「所得税の額の個別帰属額33」-「外国税額の個別帰属額34」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額 (2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書－「外国税額の控除額の個別帰属額9」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」－「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額</p>	
<p>「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額15」</p>	<p>次の(1)及び(2)の金額の合計額から次の(3)の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」－「所得税の額の個別帰属額33」－「外国税額の個別帰属額34」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書－「外国税額の控除額の個別帰属額9」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」－「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(3) 別表六の二(二の二)の「計5の③」×「個別分配時調整外国税相当額25」／「各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額26」により計算した金額</p>	
<p>「連結法人間配当等の当期支払額19」</p>	<p>配当等の支払に係る基準日(その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。)にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第155条の23第1項(連結留保金額から控除する金額等)に規定する配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人間配当等の当期受取額20」	配当等の支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「(別表一の二「5」+「7」)及び(別表一の二「10の外書」)のうち、帰せられる金額25」	平成28年改正前の措置法(以下「平成28年旧措置法」といいます。)第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)又は平成28年旧措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用がある場合には、次の適用規定の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 (1) 平成28年旧措置法第68条の14第5項……別表一の二「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額 (2) 平成28年旧措置法第68条の15第5項……別表一の二「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額26」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。	「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がない場合又はマイナスである場合は、この欄への記載は要しません。
「連結親法人が中小連結親法人以外の場合27」、「連結親法人が中小連結親法人の場合28」	令第155条の25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)に規定する個別所得金額がない場合には、記載は要しません。	
「住民税額((25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×(16.3%又は10.4%)29」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 ① 令和元年10月1日前に開始した連結事業年度 (25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×(16.3%又は10.4%) ② 令和元年10月1日以後に開始する連結事業年度 (25)又は(27)又は(28))のいずれか多い金額)×(16.3%又は10.4%) (2) (1)以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 ① 連結親法人が措置法第68条の9第4項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人に該当する場合	

欄	記載要領	注意事項
	<p>イ 令和元年10月1日前に開始した連結事業年度 $(25) \text{ 又は } (27) \text{ 又は } (28)$ のいずれか多い金額) $\times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)$</p> <p>ロ 令和元年10月1日以後に開始する連結事業年度 $(25) \text{ 又は } (27) \text{ 又は } (28)$ のいずれか多い金額) $\times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)$</p> <p>② 連結親法人が中小連結親法人に該当しない場合</p> <p>イ 令和元年10月1日前に開始した連結事業年度 $(25) \text{ 又は } (27) \text{ 又は } (29)$ のいずれか多い金額) $\times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)$</p> <p>ロ 令和元年10月1日以後に開始する連結事業年度 $(25) \text{ 又は } (27) \text{ 又は } (29)$ のいずれか多い金額) $\times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)$</p>	
<p>「特定寄附金の額の合計額に係る控除額（特定寄附金の額の合計額）$\times (20\% \text{ 又は } 40\%)$ 30」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和2年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 $(\text{特定寄附金の額の合計額}) \times (20\% \text{ 又は } 40\%)$</p> <p>(2) 令和2年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 $(\text{特定寄附金の額の合計額}) \times (20\% \text{ 又は } 40\%)$</p>	
<p>「調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額} \\ \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%) \end{array} \right] \times 20\%$ 32」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合</p> <p>① 令和元年10月1日前に開始した連結事業年度 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額} \\ \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%) \end{array} \right] \times 20\%$</p> <p>② 令和元年10月1日以後に開始する連結事業年度 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額} \\ \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%) \end{array} \right] \times 20\%$</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>① 令和元年10月1日前に開始した連結事業年度 $\left[\begin{array}{l} (25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額} \\ \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%) \end{array} \right] \times 20\%$</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	② 令和元年10月1日以後に開始する連結事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{(25)又は(31)のいずれか多い金額} \\ \times (\text{16.3\%又は10.4\%}) \end{array} \right] \times 20\%$	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の23、155の25、155の43

別表三の二付表三

「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合（同条第4項各号に掲げる金額のうち同項第2号に掲げる金額が最も多い金額である場合を除きます。）に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額7」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額6」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額21」	別表八（三）「13」の金額のうち法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の5第4項（現物分配による資産の譲渡）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額の合計額を上段に内書として記載します。	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の25、155の43

別表四の二

「連結所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は当期損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」	各連結法人の別表四の二付表の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をこの明細書の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄にそれぞれ合計して記載します。	
「加算」の「減価償却の償却超過額2」から「減算」の「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等25」までの各欄	原則として、「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の記載に準じます。	「加算」の「4」、「5」及び「減算」の「11」の空欄に記載すべき事項が多い場合には、連結法人ごとに集計した金額を記載することとしても差し支えありません。
「仮計42」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表四の二付表の「41」に別表十四の「20」の記載がある場合 $(33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) - (41)$ (2) 別表四の二付表の「41」に別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合 $(33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41)$	
「連結所得金額又は連結欠損金額55」		(1) 「55」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額は、各連結法人の別表四の二付表の「55」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をそれぞれ合計した金額と符合することになります。 (2) 「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

別表四の二付表

「個別所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は当期損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期利益の額又は当期損失の額を記載します。この場合、当期利益の額又は当期損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」及び「社外流出③」の「配当」	(1) 「留保②」には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。 (2) 「配当」には、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条の2第1項第6号(連結利益積立金額)に規定する合計額並びに当期の同項第7号の規定により令第9条第1項第12号及び第14号(利益積立金額)の規定に準じて計算される金額の合計額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いたときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「役員給与の損金不算入額3」	法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第34条の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない金額を記載します。	
「加算」の「4」及び「5」	(1) 各連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び各連結法人が収益として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している金額は「社外流出③」にそれぞれ記載します。 (2) 次の場合には、それぞれ次の金額を記載します。	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>① 措置法第68条の57第1項(関西国際空港用地整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理(法第81条の20第1項第1号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等))に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。)の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>② 措置法第68条の57の2第1項(中部国際空港整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>③ 措置法第68条の64第1項(農業経営基盤強化準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>④ 措置法第68条の65第1項(農用地等取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>⑤ 措置法第68条の98第1項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>⑥ 震災特例法第26条の3第1項(連結法人の再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(注) 「令和2年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の25ページに、「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。</p> <p>(3) 平成29年改正前の措置法第68条の90(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入)若しくは第68条の93の2(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入)又は措置法第68条の90(連結法人に係る特定外国関</p>	<p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計6」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>係会社等の個別課税対象金額等の益金算入)若しくは第68条の93の2(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国関係法人等の個別課税対象金額等の益金算入)の規定による益金算入額(別表十七(三)「35」又は別表十七(三)(ハ)「28」若しくは別表十七(三)(九)「9」若しくは別表十七(三)(十)「11」)は、措置法令第39条の120第4項(外国関係会社の判定等)等の規定により連結利益積立金額に含まれないものとされますので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p>	
<p>「受贈益の益金不算入額9」</p>	<p>法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第81条の3第1項(法第25条の2第1項(受贈益)に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。</p>	
<p>「適格現物分配に係る益金不算入額10」</p>	<p>適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生ずる収益の額で、法第81条の3第1項(法第62条の5第4項に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。</p>	
<p>「減算」の「11」</p>	<p>(1) 各連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び収益として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します(2)から(4)までに該当する場合を除きます。)。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)、措置法第68条の74から第68条の76まで(特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除)、措置法第68条の76の2(特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除)又は措置法第68条の101(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)の規定による損金算入額(別表十の二(二)「22」、「35」、「38」、「41」若しくは「44」又は別表十七(七)「22」)は、措置法令第39条の101第6項(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)等の規定により連結利益積立金額に含まれるものとされますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p> <p>(3) 措置法第68条の98第6項から第9項までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で各連結法人が収益として経理したものを「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(4) 当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入されるものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>農業経営基盤強化準備金(措置法68の64①)、農用地等を取得した場合の課税の特例の適用による積立金(措置法68の65①)、関西国際空港用地整備準備金(措置法68の57①)、中部国際空港整備準備金(措置法68の57の2①)及び再投資等準備金(震災特例法26の3①)として積み立てたものについては、「50」から「52」までの各欄に記載することとなりますので、左記(4)による記載はしないでください。</p>
<p>「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)14」</p>	<p>次の場合には、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期の連結法人税及び連結地方法人税について費用又は損失として経理した場合 ……その経理した金額</p> <p>(2) 連結法人税及び連結地方法人税又は法人税及び地方法人税について当期に納付した場合 ……別表五の二(二)付表の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額(1)の金額を除きます。</p> <p>なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 記載した金額のうち別表五の二(二)付表の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。</p> <p>(注) この仮払税金をその後の連結事業年度で消却した場合、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ処理します。</p>
<p>「損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額15」</p>	<p>各連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額について、その金額を記載します。</p>	<p>イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載し</p>
<p>「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額16」</p>	<p>各連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税及び連結地方法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の負担額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした道府県民税及び市町村民税17」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした納税充当金18」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「損金経理をした納税充当金31」の金額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税19」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「加算税及び加算金24」から「過怠税27」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。</p>	<p>ます。</p> <p>ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表一に前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載し、「納税充当金20」の「減②」に同額を記載します。</p> <p>(2) 別表五の二(二)付表の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載し、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>
<p>「収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額21」</p>	<p>各連結法人が収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額について、その金額を記載します。</p>	
<p>「収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額22」</p>	<p>各連結法人が収益として経理した連結法人税及び連結地方法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の減少額として受け取る金額を記載します。</p>	
<p>「納税充当金から支出した事業税等の金額23」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「事業税35」から「38」までの金額の合計額を記載します。</p>	<p>別表五の二(二)付表の「損金不算入のもの37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載し、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。</p>
<p>「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額24」</p>	<p>連結法人税、連結地方法人税、法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がこれらを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。</p>	<p>利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。</p>
<p>「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等25」</p>	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の</p>	<p>前期分の申告において所得税額の還付が生じ、その還付を受けていた場合において、その後前期分の連結法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(1) 所得税額及び復興特別所得税額の還付金額並びに控除対象外国法人税額の還付金額</p> <p>(2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額</p> <p>(3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額</p> <p>(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額</p> <p>(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額²⁴」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>された金額に相当する還付所得税額はこの欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。</p>
<p>「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額³⁴」</p>	<p>法第81条の9第4項（連結欠損金の繰越し）の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。</p>	
<p>「仮計⁴²」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。</p> <p>(1) 別表十四の「20」の記載がある場合 $(33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) - (41)$</p> <p>(2) 別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合 $(33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41)$</p>	
<p>「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額⁴⁵」</p>	<p>(1) 連結親法人事業年度開始の日の合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>ただし、各連結法人が合併（適格合併を除きます。）により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産（法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産をいいます。）の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときは、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除きます。）により被現物分配法人等</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	
<p>「残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額54」</p>	<p>当期が残余財産の確定の日の属する連結事業年度である場合に、法第81条の3第1項（法第62条の5第5項に係る部分に限ります。）の規定により損金の額に算入される事業税の額を記載します。</p> <p>なお、事業税の額には特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法）の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。</p>	<p>平成22年9月30日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。</p>
<p>「個別所得金額又は個別欠損金額55」</p>		<p>「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。</p>

別表五の二(一)

「連結利益積立金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の2(定義)及び令第9条の2(連結利益積立金額)に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「各連結法人の連結個別利益積立金額」の各欄	連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表一「19」の金額をそれぞれ記載します。	
「未納連結法人税及び未納連結地方法人税(附帯税を除く。)16」	各連結法人の別表五の二(一)付表一の「未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額21」を合計した金額を記載します。	この欄の③には、連結親法人に係る別表五の二(一)付表の「中間3」の②及び「確定4」の②の金額を移記しないでください。

3 根拠条文

法二十八の二、令九の二

別表五の二(一)付表一

「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の3(定義)及び令第9条の3(連結個別利益積立金額)に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「積立金2」以下の空欄	<p>(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額(税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。)について、その名称を記載します。</p> <p>(2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金額の計算を行う場合には、次によります。</p> <p>① 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額(法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算))の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として帰せられる金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額をいいます。以下同じです。)及び連結地方法人税個別帰属支払額(地方法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算))の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の地方法人税の負担額として帰せられる金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額をいいます。以下同じです。)を受け取ることとなる場合において、空欄に「未収連結法人税個別帰属支払額及び未収連結地方法人税個別帰属支払額」と記載し、その受け取ることとなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属支払額及び連結地方法人税個別帰属支払額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付さずに記載します。</p> <p>② 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属受取額(法第81条の18第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年</p>	左記(2)①及び②の「各連結法人」には、連結親法人が含まれます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>度の連結所得に対する法人税の減少額として帰せられる金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額をいいます。以下同じです。)及び連結地方法人税個別帰属受取額(地方法第15条第1項の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の地方法人税の減少額として帰せられる金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額をいいます。以下同じです。)を支払うこととなる場合において、空欄に「未払連結法人税個別帰属受取額及び未払連結地方法人税個別帰属受取額」と記載し、その支払うこととなる金額(各連結法人の「21」の「当期の増減」の「増③」の「中間」及び「確定」の金額のうち連結法人税個別帰属受取額及び連結地方法人税個別帰属受取額を合計した金額)を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>③ 連結親法人の別表五の二(二)付表の「確定4」の「期末現在未納税額⑥」の本書の金額につき、空欄に「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」と記載し、その金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(本書に△印の付された金額がある場合(すなわち、連結法人税及び連結地方法人税の中間分に未納税額がある場合)には、△印を付さずに記載します。)</p> <p>なお、同付表の「確定4」の「期末現在未納税額⑥」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>	
<p>「期首現在連結個別利益積立金額①」</p>	<p>原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額④」の記載は必要ありません。</p>
<p>「当期の増減」</p>	<p>原則として、「減②」には別表四の二付表の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表</p>	<p>(1) 別表四の二付表の「加算」の「損金経理をした</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に同付表の「減算」に記載した「仮払税金（仮払連結法人税、仮払連結地方法人税、仮払法人税、仮払地方法人税、仮払道府県民税又は仮払市町村民税）」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、同付表と関係なく次によります。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、連結地方法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、地方法人税（利子税及び延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税及び連結地方法人税にあつては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」と記載した欄の「減②」にその金額を△印を付して、その他のものにあつては「未納法人税及び未納地方法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、連結地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表の「中間3」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」と記載した欄の「増③」に、同付表の「中間8」及び「中間13」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載します。</p> <p>なお、この金額は「繰越損益金18」の「増③」の金額に含まれることとなります。また、この場合に会社法第445条第4項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p>	<p>法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）14」の「留保②」の金額のうち連結法人税及び連結地方法人税（未納のものを除きます。）にあつては△印を付して「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」と記載した欄の「減②」に、法人税及び地方法人税にあつては「未納法人税及び未納地方法人税22」の「減②」に記載します。</p> <p>また、同付表の「損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額15」の「留保②」の金額（未払のものを除きます。）については「未納連結法人税個別帰属額及び未納連結地方法人税個別帰属額21」の「減②」に△印を付して、同付表の「損金経理をした道府県民税及び市町村民税17」の「留保②」の金額については「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「減②」にそれぞれ記載します。</p> <p>なお、連結法人税及び連結地方法人税並びに連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の当期発生額を損金の額又は益金の額に算入し、「未払金」又は「未収入金」等により経理した場合には、この明細書の「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未払金」又は「未収入金」等と記載の上、その欄の「増③」にその経理した金額を記載します（未収入金に相当す</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(4) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条の2第1項第1号ヲ(連結利益積立金額)に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(5) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号まで(利益積立金額)の規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。</p> <p>(6) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第1項第7号の規定に準じて計算した金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(7) 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第1項第10号の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。</p> <p>(8) 非適格株式分配により現物分配法人の株主等に交付した資産等がある場合には、令第9条第1項第11号の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。</p> <p>(9) 資本の払戻し等及び出資等減少分配並びに自己株式の取得等により減算される連結個別利益積立金額がある場合には、令第9条第1項第12号から第14号までに規定する金額の合計額を「減②」に記載します。</p> <p>(10) 減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	<p>る金額は△印を付します。)</p> <p>(2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四の二付表において「減算」の「11」又は「50」から「52」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四の二付表において「減算」の「11」又は「50」から「52」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。)</p> <p>(3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金18」の「減②」の金額に含まれることとなります。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「繰越損益金18」</p>	<p>「期首現在連結個別利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在連結個別利益積立金額①」を0とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。「増③」は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度(法第64条の4第1項((公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算))又は平成31年改正前の法(以下「平成31年旧法」といいます。)第64条の4第1項((公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算))の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。)において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合、「差引合計額25」は、その内書として記載した金額を「繰越損益金18」から減算して計算します。</p> <p>(1) 公益法人等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと 当該資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額から当該負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額</p> <p>(2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと(法第64条の4第1項又は平成31年旧法第64条の4第1項の規定の適用があったものを除きます。) その該当することとなった時((2)において「移行時」といいます。)において有する資産(その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。)の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額からその移行時において有する負債(その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。)の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額</p> <p>(3) 法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併(法人が当該適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、当該適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限ります。)により資産及び負債(法人が当該適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限ります。)の引継ぎを受けたこと(法第64条の4第2項又は平成</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>31年旧法第64条の4第2項の規定の適用があったものを除きます。) 当該資産の令第123条の3第3項((適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等))に規定する帳簿価額から当該負債の同項に規定する帳簿価額及び当該適格合併に係る令第9条第1項第2号に掲げる金額の合計額を減算した金額</p> <p>(4) 法第64条の4第1項若しくは第2項若しくは平成31年旧法第64条の4第1項若しくは第2項の規定の適用があったこと(令第131条の5第1項第3号又は第4号((累積所得金額から控除する金額等の計算))に掲げる場合に該当するものに限ります。)又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと 当期末における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額</p> <p>(5) 法第64条の4第1項若しくは平成31年旧法第64条の4第1項の規定の適用があったこと(令第131条の5第1項第5号に掲げる場合に該当するものに限ります。)又は法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第13項の規定の適用があったこと 当期末における同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額</p>	
<p>「未払連結法人税個別帰属額及び未払連結地方法人税個別帰属額21」</p>	<p>各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額及び連結地方法人税個別帰属支払額又は連結地方法人税個別帰属受取額を「当期の増減」の「増③」の「確定」に記載します(連結法人税個別帰属支払額及び連結地方法人税個別帰属支払額については△印を付して記載します。)</p>	<p>連結法人税及び連結地方法人税の中間納付に係るものがある場合には、「当期の増減」の「増③」の「中間」に記載します。</p>
<p>「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)22」</p>	<p>所得に対する法人税(連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び連結特定同族会社の連結留保金額に対する法人税を含みます。)の本税及び地方法人税の本税の額を記載します。</p>	
<p>「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「当期の増減」の「増③」の「確定」の各欄</p>	<p>別表五の二(二)付表の道府県民税又は市町村民税の額の「期末現在未納税額⑥」の「9」及び「14」の本書の金額をそれぞれ記載します。</p>	<p>別表五の二(二)付表の「期末現在未納税額⑥」の「9」及び「14」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、「3」から「17」までの空欄に「未収還付道府県民税」等と記</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。

(注) この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます(連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額及び未収連結地方法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額及び未払連結地方法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符号となります。)

なお、当期中の適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等、法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合及び適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、これらの金額が検算式と不符号となります。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{差引合計額「25」①}} + \boxed{\text{別表四の二付表留保総計「55」②}} \\
 & \quad - \boxed{\text{中間分、確定分連結法人税個別帰属額・連結地方法人税個別帰属額・}} \\
 & \quad \quad \text{法人税・地方法人税・県市民税の合計額}} \\
 = & \boxed{\text{差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」④}}
 \end{aligned}$$

(3) 根拠条文

法二十八の三、令九の三

2 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の2（定義）及び令第8条の2（連結個別資本金等の額）に規定する連結個別資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「28」及び「29」の空欄	「資本金又は出資金26」及び「資本準備金27」以外の連結個別資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在連結個別資本金等の額①」	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(一)の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在連結個別資本金等の額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	<p>(1) 令第8条第1項第1号から第12号まで（資本金等の額）の規定に準じて計算した金額を「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 株式（出資を含みます。）の発行又は自己の株式の譲渡をした場合（令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。）に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額（法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時点における資本金の額又は出資金の額）を減算した金額</p> <p>② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額（法第61条の2第14項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する場合に該当する場合における新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額）並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>③ 取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。）についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額（新株予約権付社債にあつては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額）に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額</p> <p>④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハマまでに掲げる連結法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額</p> <p>⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第5号に規定する金額）からその合併による増加資本金額等（同号に規定する金額）と抱合株式の合併直前の帳簿価額（同号に規定する金額）との合計額を減算した金額（被合併法人の全て又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0）</p> <p>⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第6号に規定する金額）からその分割型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）及び連結法人が有していたその分割型分割（無対価分割で令第4条の3第6項第2号イ(1)又は(2)（適格組織再編成における株式の保有関係等）に掲げる関係がある場合における適格分割型分割に限ります。）に係る分割法人の株式に係る法第61条の2第4項に規定する分割純資産対応帳簿価額を減算した金額（分割承継法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、0）</p> <p>⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第8条第1項第7号に規定する金額）からその分社型分割による増加資本金額等（同号に規定する金額）を減算した金額</p> <p>⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産及びその資産と併せて移転を受けた負債の純資産価額（令第8条第1項第8号に規定する金額）からその適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額（法人を設立する適格現物出資にあつては、その設立</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>の時にける資本金の額又は出資金の額)を減算した金額</p> <p>⑨ 非適格現物出資(法第62条の8第1項(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)の規定の適用を受けるものに限り、)により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその非適格現物出資の時の価額からその非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額(法人を設立する非適格現物出資にあっては、その設立の時にける資本金の額又は出資金の額)を減算した金額</p> <p>⑩ 株式交換(適格株式交換等に該当しない無対価株式交換で令第4条の3第18項第2号に規定する株主均等割合保有関係がないものを除きます。)により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)からその株式交換による増加資本金額等(令第8条第1項第10号に規定する金額)を減算した金額</p> <p>⑪ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額(取得に要する費用が含まれている場合には、その費用の額を控除した金額)からその株式移転の時の資本金の額等(令第8条第1項第11号に規定する金額)を減算した金額</p> <p>⑫ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合(資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合を除きます。)のその減少した金額に相当する金額</p> <p>(2) 令第8条第1項第13号から第18号まで及び第20号から第22号までの規定に準じて計算した金額を△印を付して「資本準備金27」から「29」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。</p> <p>① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額</p> <p>② 資本又は出資を有する連結法人が資本又は出資を有しないこととなった場合のその有しないこととなった時の直前の連結個別資本金等の額(資本金の額又は出資金の額を除きます。)に相当する金額</p> <p>③ 分割法人の分割型分割の直前の連結個別</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額（令第8条第1項第15号に規定する金額）</p> <p>④ 現物分配法人の適格株式分配の直前の当該適格株式分配によりその株主等に交付した完全子法人株式（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人の株式をいいます。）の帳簿価額に相当する金額</p> <p>⑤ 現物分配法人の適格株式分配に該当しない株式分配の直前の資本金等の額に子法人株式移転割合を乗じて計算した金額（令第8条第1項第17号に規定する金額）</p> <p>⑥ 資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第8条第1項第18号に規定する金額）</p> <p>⑦ 自己の株式の取得等をした場合（法第24条第1項第5号から第7号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合）の取得資本金額（令第8条第1項第20号に規定する金額）</p> <p>⑧ 自己の株式の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、上記⑦の自己株式の取得等（合併による合併法人からの取得、分割型分割に係る分割法人の株主等としての取得、適格分割に該当しない無対価分割による取得で令第23条第3項第5号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由による取得に該当しないもの及び法第2条第12号の5の2に規定する現物分配による現物分配法人からの取得を除きます。）及び法第61条の2第14項第1号から第3号までに掲げる株式のこれらの号に定める事由による取得で同項に規定する場合に該当するものを除きます。）の対価の額に相当する金額（令第8条第1項第21号に規定する金額）</p> <p>⑨ 連結法人がみなし配当事由（法第61条の2第2項の規定の適用がある合併、同条第4項に規定する金銭等不交付分割型分割及び同条第8項に規定する金銭等不交付株式分配を除きます。以下同じです。）によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭その他の資産の交付を受けた場合（分割型分割、株式分配、資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあっては、その交付を受けた時において当該他の内国法人の株式を有する場合に限り、又はみなし配当事由によりその連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式を有しないこととなった場合(他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含みます。)において、そのみなし配当事由に係る剰余金の配当等とみなされる金額とそのみなし配当事由(その残余財産の分配を受けないことが確定したことを含みます。)に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額(譲渡原価の額)との合計額からその交付を受けた金銭の額及び資産の価額(適格現物分配に係る資産にあっては、令第123条の6第1項(適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額)の規定により資産の取得価額とされる金額)の合計額を減算した金額に相当する金額(そのみなし配当事由が合併(適格合併を除きます。)である場合のその合併法人にあっては、0)</p>	

(3) 根拠条文

法二十七の二、令八の二

別表五の二(一)付表二

「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額又は当該事業年度末における利益積立金額のうち、令第9条第1項第6号(利益積立金額)に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの(修正未済額)を計算するために使用します。

(注) この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中にこの明細書を記載する連結子法人の法人名を記載します。 また、法第4条の5第1項又は第2項(連結納税の承認の取消し等)(同項第4号及び第5号に係る部分に限ります。)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除きます。)のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告をする場合には、その連結子法人の法人名を記載します。	
「最終利益積立金額2」	令第9条第4項第1号ロに規定する最終利益積立金額を記載します。	
「当期の修正額6」	その連結子法人の株主等である連結法人(その株主等であった連結法人を含みます。)において、その連結子法人の令第9条第3項第1号に掲げる金額につき同項の規定の適用を受けた金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併又は適格分割型分割による調整額の計算」の各欄	各欄共通	次に掲げる場合に記載します。 (1) 当期以前に自己を合併法人とする適格合併を行った場合 (2) 当期以前に自己を分割法人又は分割承継法人とする適格分割型分割が行われている場合	
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額15」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「4」の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 分割法人が作成するこの明細書の「16」の金額	
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額20」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人の最後事業年度において作成するこの明細書の「9」の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 分割法人が作成するこの明細書の「21」の金額	

3 根拠条文

法二十八、令九

別表五の二(二)

「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人税及び連結地方法人税」の各欄	連結親法人の別表五の二(二)付表の「法人税及び地方法人税」に記載された金額のうち連結法人税の額及び連結地方法人税の額について連結事業年度別に該当する欄に記載します。	
「法人税及び地方法人税」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「法人税及び地方法人税」に記載された金額を連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」に記載された金額を連結事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
「その他」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「その他」に記載された金額を該当する欄ごとに合計して記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「期首納税充当金35」	各連結法人の別表五の二(二)付表の「期首納税充当金30」の金額を合計して記載します。
	「36」から「46」までの各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表の「31」から「41」までの各欄に記載された金額をこの明細書の「36」から「46」までの該当する欄ごとに合計して記載します。
		「37」及び「43」は金額の合計のみの記載で差し支えありません。

別表五の二(二)付表

「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況、納税充当金の積立て又は取崩しの状況並びに連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」		連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中にこの明細書を記載する連結法人の法人名を記載します。	
法人税及び地方法人税の各欄	各欄共通	<p>次の区分に応じてそれぞれ次の金額を、連結事業年度別に該当する欄ごとに記載します。</p> <p>(1) 連結親法人……①及び②の合計額</p> <p>① 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る地方法人税の額の合計額</p> <p>② 各事業年度の所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る地方法人税の額の合計額</p> <p>(2) 連結子法人……各事業年度の所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る地方法人税の額の合計額</p> <p>なお、連結法人税若しくは連結地方法人税又は法人税若しくは地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額については、この欄には記載しないで、「その他」の「利子税20」、「加算税及び加算金24」及び「延滞税25」の該当欄に記載します。</p>	
	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	<p>「1」及び「2」には、前期分のこの明細書（前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載します。</p> <p>なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。</p>	<p>(1) 前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の連結法人税及び連結地方法人税の額又は法人税及び地方法人税の額を基礎として記載します。</p> <p>(2) 連結法人の直前期分が単体申告の場合には、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分の別表五(二)の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
一 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 各 欄			を記載します。
	「当期発生税額②」の「中間3」及び「確定4」	(1) 「中間3」には、別表一の二の「連結中間申告分の法人税額15」及び「中間申告分の地方法人税額43」の金額の合計額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の二の「差引確定法人税額16」及び「差引確定地方法人税額44」の金額の合計額を記載します。	中間分の連結法人税の額及び連結地方法人税の額の合計額が確定分の連結法人税の額及び連結地方法人税の額の合計額を超える場合には、「確定4」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	連結親法人にあつては「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税額及び連結地方法人税額又は法人税額及び地方法人税額を、連結子法人にあつては「期首現在未納税額①」に記載した法人税額及び地方法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の内容は、「期末現在未納税額⑥」に移記する必要はありません。	外書の内容は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五の二(一)付表一の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合、「⑤」の外書の内容は、別表四の二付表の「加算」の空欄にも記載することになります。
	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる連結法人税額及び連結地方法人税額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き(△印を付けます)します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし(△印を付けます。)、 「確定4」の「当期発生税額②」の金額と本書きした金額との差額を外書き(△印を付けます)します。	
	「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税額及び連結地方法人税額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税及び連結地方法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税及び未納地方法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
一 道 府 県 民 税 の 各 欄	各欄共通	原則として「法人税及び地方法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額(均等割額を含みます。)のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
	「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書(前期が単体法人である連結法人にあつては、前期の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の、「中間8」及び「確定9」	「中間8」及び「確定9」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税及び地方法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
一 事 業 税 の 各 欄	「16」から「18」までの各欄	「道府県民税」の「6」から「8」までの記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「17」の「当期発生税額②」に記載します。 なお、事業税の額には、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項(地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法)の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前連結事業年度又は前事業年度までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の二付表の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四の二付表で加算することになります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「 当期中の納付税額 」の各欄 その他		「法人税及び地方法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「20」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「 延滞金（延納に係るもの）21 」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）26」に記載します。	
納税 充 当 金 の 計 算 一 の 各 欄	「 期首納税充当金30 」	各連結法人の前期のこの明細書（前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(二)の「期末納税充当金41」）を記載します。	
	「32」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と記載します。	「32」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表一の「納税充当金20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関係させません。
	「 損金算入のもの36 」	「利子税20」から「23」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「 損金不算入のもの37 」	「加算税及び加算金24」から「29」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「38」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等34」から「損金不算入のもの37」まで及び「仮払税金消却39」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「 仮払税金消却39 」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項	
「各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄	「期首現在未決済額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」の金額を連結事業年度別に記載します。	
	「当期発生額②」の「当期分44」	<p>当期の連結法人税個別帰属支払額（当期の連結法人税の負担額として帰せられる金額として法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額をいいます。）又は連結法人税個別帰属受取額（当期の連結法人税の減少額として帰せられる金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じです。）及び連結地方法人税個別帰属支払額（当期の連結地方法人税の負担額として帰せられる金額として地方法第15条第1項の規定により計算される金額をいいます。）又は連結地方法人税個別帰属受取額（当期の連結地方法人税の減少額として帰せられる金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じです。）を記載します。</p> <p>なお、当期において附帯税（利子税を除きます。）を納付することとなった場合には、その納付する金額のうちこの明細書を記載する連結法人に帰せられる部分の金額を外書として記載します。</p>	連結法人税個別帰属受取額及び連結地方法人税個別帰属受取額については△印を付して記載します。
	「当期中の決済額」の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額のうち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。	

別表六の二(一)

「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき課された所得税の額について、法第81条の14(連結事業年度における所得税額の控除)の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合(復興財源確保法第33条第2項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄(「7」から「21」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44(連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算)の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配3」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103第1項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」がこの内訳となります。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限り、以下同じです。)を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「①について課される所得税額②」の各欄</p>	<p>(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p> <p>(2) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別表六の二（二の二）「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、それぞれ当該金額を控除して記載します。</p>	
<p>「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄</p>	<p>(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）2」、「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。</p> <p>(3) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受</p>	<p>仮決算による連結中間申告により法第81条の29第1項（（所得税額の還付）又は第133条第1項（（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合において、その仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をするときは、これらの還付金の額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の上段に内書として記載します。この場合において、法第81条の14第2項（（連結事業年度における所得税額の控除）に規定する連結子法人があるときの連結親法人にあつては、連結離脱還付金額（その還付金の額にその仮決算による連結中間申告における別表六の二（一）「6」の「③」の金額のうちその仮決算による連結中間申告における同項に規定する連結子法人の同表「(2)」の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額をいいます。）を「個別帰属額22」</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別表六の二（二の二）「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、「①について課される所得税額②」において当該金額を控除した後の金額を基礎として計算した金額を記載します。</p>	<p>欄の上段に外書として記載します。</p>
<p>「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄</p>	<p>配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第155条の26第2項（種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法）の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項（元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法）の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。）と②集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）を除きます。）の受益権の2グループに区分し、さらにその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとの区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。</p> <p>なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。</p>
<p>「所得税額8」、「各連結法人の所得税額の合計額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄</p>	<p>(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。 (2) 別表六の二（二の二）「10」、「16」及び「23」に金額の記載がある場合には、それぞれ当該金額を控除して記載します。</p>	
<p>「配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」</p>	<p>配当等が令第140条の2第1項第1号（法人税額から控除する所得税額の計算）に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「剰余金配当等」といいます。）である場合には、その剰余金配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間9」に記載します。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。</p> <p>なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。</p>	
<p>「各連結法人の配当等の計算期末の所有元本数等の合計15」及び「各連結法人の配当等の計算期首の所有元本数等の合計16」</p>	<p>口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。</p>	
<p>「$\frac{(15)-(16)}{2}$又は12」 17」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合……$\frac{(15)-(16)}{2}$又は12</p> <p>(2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合……$\frac{(15)-(16)}{2}$又は12</p>	
<p>「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄</p>	<p>所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。</p>	<p>この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。</p>
<p>「個別帰属額の計算」の各欄</p>	<p>当期の連結所得に対する法人税の額から控除される所得税の額（復興財源確保法第33条第2項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含みます。）のうち、各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに記載します。この場合、「配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額26」は、「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」及び「その他5」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の金額のうち、各連結法人に帰せられる金</p>	<p>この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	額を銘柄等ごとに記載します。	

4 根拠条文

法81の14、令155の26、措置法3の3⑤、6③、8の3⑤、9の2④、41の9④、41の12④、41の12の2⑦、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②～④、復興財源確保法33②、復興特別所得税令13②

別表七の二

「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 連結法人が、当期に連結欠損金額が生じた場合に、当該連結欠損金額につき翌期以後に法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受けようとする場合
- (2) 当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日前に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。）又は当期首前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じたものに限ります。）について、平成27年改正前の法第81条の9（第4項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）又は法第81条の9（第4項を除きます。）の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額1」	<p>当期首前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日前に開始した連結事業年度において生じたもの限り、連結欠損金額とみなされた金額を含みます。）又は当期首前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じたもの限り、連結欠損金額とみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。</p> <p>この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調整連結事業年度（法第81条の9第2項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度並びに同条第5項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度及び同項第4号に規定する適用連結事業年度をいいます。以下同じです。）の場合……「控除未済連結欠損金額11」の金額 (2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「翌期繰越額5」の金額 	<p>平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額の繰越期間は10年とされていますが、同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額の繰越期間は、9年であることに御注意ください。</p> <p>（3月決算法人の例）</p> <p>平成31年3月期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）に生じた連結欠損金額の繰越期間は、令和2年3月期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）から令和11年3月期（自令和10年4月1日至令和11年3月31日）までの10年ですが、平成30年3月期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）に生じた連結欠損金額の繰越期間は、令和9年3月期（自令和8年4月1日至令和9年3月31日）までの9年となります。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(1)のうち特定連結欠損金額2」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 調整連結事業年度の場合……「11」の内書 の金額</p> <p>(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「(5)のうち特定連結欠損金額6」 の金額</p>	
「当期分」の「連結欠損金額」	<p>当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額55」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻し額」	<p>連結欠損金のうち法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p>	<p>次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次の法人に該当する連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。ただし、同条第4項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額又は同条第5項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。</p> <p>(1) 平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(2)の連結事業年度を除きます。)</p> <p>措置法第68条の97各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人</p> <p>(2) 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度(以下「特例連結事業年度」といいます。) 新型コロナ特法第7条第1号</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>から第3号まで《大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付》に掲げる法人 なお、普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円（特例連結事業年度にあつては、10億円）以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度にあつては、10億円超）である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ税特法第7条第2号又は第3号）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など、措置法第68条の97各号に掲げる連結親法人（特例連結事業年度にあつては、新型コロナ税特法第7条第1号から第3号までに掲げる法人以外の連結親法人）の各連結事業年度において生じた連結欠損金額については法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>
<p>「翌期繰越額5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額6」</p>	<p>「5」及び「6」の各欄は、「15」の欄に金額の記載がある場合には、それぞれ「翌期繰越額(1)－(3)＋各連結法人の別表七の二付表五「18」の合計)5」及び「(5)のうち特定連結欠損金額(2)－(4)＋各連結法人の別表七の二付表五「15」の合計)6」として記載します。</p>	
<p>「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄</p>	<p>当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「7」から「11」までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金額を記載します。	
「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額8」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度においては、「連結納税の開始に伴うみなし連結欠損金額（別表七の二付表二「3の計」－各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計）8」として記載します。	
「減算額10」	「13」又は「14」に金額の記載がある場合、最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度においては、「減算額（別表七の二付表二「19の計」＋各連結法人の別表七の二付表四「30」の合計）10」として記載します。	
「控除未済連結欠損金額11」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 最初の連結親法人事業年度である場合 （(7)＋(9)－(10)）又は(8) (2) 最初の連結親法人事業年度以外の調整連結事業年度である場合 （(7)＋(9)－(10)）又は(8)	
「更生欠損金等の当期控除額がある場合の連結欠損金等の当期控除額の合計額の計算」の各欄	連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。	

3 根拠条文

法81の9、令155の19～155の21、措置法68の97、新型コロナ特法7、8

別表七の二付表一

「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))若しくは平成27年改正前の法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額(以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。)を計算する場合(連結確定申告をする場合に限りです。)又は仮決算による連結中間申告をする場合(法第81条の31第5項((連結欠損金の繰戻しによる還付))において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に限りです。)に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除前連結所得金額1」	別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「46の①」－(別表七の二「13」＋「14」))1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$ 2」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度である場合 $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$ (注) 中小連結親法人等連結事業年度とは、法第81条の9第8項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいいます。以下同じです。 (2) (1)以外の連結事業年度である場合 $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	中小連結親法人等の判定については、111ページを参照してください。
「控除未済連結欠損金個別帰属額9」	別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の(20)又は(28))又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表四「30」)9」として記載します。	
「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」	別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額(((前期の(14))又は別表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表四「27」)10」として記載します。	
「調整前当期控除額11」	別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額(当該発生連結事業年度の(10)と(別表四の二付表「46の①」－(別表七の二付表四「9」＋「21」)－当該発生	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		連結事業年度前の(19)の合計額)のうち少ない金額) 11) として記載します。	
「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額14」		別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(10)－(13)＋別表七の二付表五「15」)14) として記載します。	
「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額18」		別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(15)－(17)＋別表七の二付表五「17」)18) として記載します。	
「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通	連結親法人が令和2年改正法附則第105条第2項(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)に規定する特定設備廃棄等欠損金額がある場合において、その特定設備廃棄等欠損金額につき法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けるときは、次の「連結欠損金額21」から「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額27」までのとおり記載します。	
	「連結欠損金額21」	その特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
	「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額24」	次の金額のうちいずれか少ない金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (1) その連結法人に係る令和2年改正前の措置法令第39条の122第1項(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に規定する証明がされた金額 (2) 「24」の金額から、別表七の二付表三「3」の金額のうち法第81条の31第5項において準用する同条第1項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする金額を「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額26」の金額で除し、これに「24」の金額を乗じて計算した金額を控除した金額	
	「連結欠損金の繰戻し額25」	法第81条の31の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
	「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額27」	$\left((25) \times \frac{(24)}{(26)} \right)$ とあるのは、 $\left((25) - (25 \text{の内書}) \right) \times \frac{(24)}{(26)} + (25 \text{の内書}) \times \frac{(24 \text{の内書})}{(21 \text{の内書})}$ として記載します。	

3 根拠条文

法81の9、法81の31、平成27年改正法附則30②、令和2年改正法附則105②

別表七の二付表二

「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第2項各号((連結欠損金の繰越し))に掲げる場合若しくは同条第5項第1号から第3号まで、第5号若しくは第6号に規定する場合に該当する場合又は法第81条の10第1項((特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用))に規定する欠損等連結法人(以下「欠損等連結法人」といいます。)である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合に使用します。

なお、この明細書は、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載してください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「1」から「8」まで、「10」から「15」まで及び「17」から「21」までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの4」の各欄	法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額(同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第4項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。)を記載します。	
「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」、「連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額8」の各欄	法第81条の9第2項第2号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額(欠損等連結法人である連結親法人又は連結子法人の法第81条の10第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有する同条第3項に規定する内国法人の残余財産が確定する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び法第81条の9第2項の連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第5項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。)を記載します。	この欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「連結内適格合併等による引継額」の各欄	連結法人を合併法人とする適格合併でその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合又はその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人でその連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合に記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金個別帰属額の加算額14」	<p>残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、この欄中「13」とあるのは、「(13)をその残余財産が確定した他の連結子法人の発行済株式又は出資（その他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これにその連結法人の有するその他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載します。</p>	
「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額15」	<p>法第4条の5第1項又は第2項（連結納税の承認の取消し）（第4号及び第5号に係る部分に限ります。）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額16」	<p>当該連結事業年度において法第81条の31第4項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号（連結欠損金個別帰属額等）に定める金額を記載します。</p>	
「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額17」	<p>法第81条の9第5項第3号に定める金額を記載します。</p>	<p>その金額に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表四までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。</p>
「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額18」	<p>欠損等連結法人の令第155条の22第9項各号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に定める金額のうちその欠損等連結法人に帰せられる金額を記載します。</p>	
「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額21」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 最初の連結事業年度の場合……「3」又は「6」の金額</p> <p>(2) その他の連結事業年度の場合……「20」の金額</p>	

3 根拠条文

法81の9、81の10

別表八の二

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4（受取配当等）（措置法第68条の103第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び下段の「受取配当等の額の明細」の各欄（「15」から「34」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「14」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「当期中に支払う負債利子等の額3」		当期中に支払う負債利子のほか、令第21条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額4」		「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限り）に支払う金額の合計額を記載します。	
「総資産の帳簿価額15」	「総資産の帳簿価額15」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところにより）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等16」	次の(1)から(4)までに掲げる金額の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 (4) 当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
「総資産の帳簿価額15」	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等16」		

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末関連法人株式等の帳簿価額18」 「 総 資 産 価 額 等 の 計 算 」 の 各 欄	各期末における期末関連法人株式等について、 税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関連法人株式等とは、連 結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係 がある他の連結法人を含みます。）が他の内国法人 （公益法人等及び人格のない社団等を除きます。） の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有す る自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の3 分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の 株式等を、当期末の6月前の日の翌日（当該他の 内国法人が当該翌日後に設立された法人である場 合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期 末まで引き続き有している場合における当該他の 内国法人の株式等（期末完全子法人株式等を除き ます。）をいいます。	(1) 「前期末現在額」には、 期末関連法人株式等と これ以外の株式等の区 分が前期と当期とで異 なる場合であっても、前 期のこの明細書の「当期 末現在額」の金額をその まま記載します。 (2) 「期末完全子法人株 式等」とは、連結法人が 他の内国法人（公益法人 等及び人格のない社団 等を除きます。）との間 に当期首（当該他の内国 法人が当期の中途にお いて設立された法人であ る場合にあっては、当該 他の内国法人の設立の 日）から当期末まで継続 して完全支配関係があ った場合（当該連結法人 が当期の中途において 当該他の内国法人との 間に完全支配関係を有 することとなった場合に おいて、当期首から当該 完全支配関係を有する こととなった日まで継続 して当該他の内国法人 と他の者との間に当該 他の者による完全支配 関係があり、かつ、同日 から当期末まで継続し て当該連結法人と当該 他の者との間及び当該 他の内国法人と当該他 の者との間に当該他の 者による完全支配関係 があったときを含みま す。）の当該他の内国法 人の株式等をいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
一 受 取 配 当 等 の 額 の 明 細 一 の 各 欄	<p>「完全子法人株式等」の各欄</p> <p>完全子法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式等（その支払を受ける配当等の額が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）に規定する個別益金額を計算する場合に法第24条第1項（配当等の額とみなす金額）の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）をいいます。</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第155条の9第2項各号（完全子法人株式等の範囲）に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p>
「関連法人株式等」の各欄	<p>関連法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の関連法人株式等とは、連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配又は適格株式分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第155条の10第2項各号（関連法人株式等の範囲）に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第24条第1項（同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻し</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄			に係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)までの期間をいいます。
	「その他株式等」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	これらの欄に「非支配目的株式等」に該当するものを記載する誤りが見受けられますので、これらの欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらいずれにも該当しないもののみ「その他株式等」の各欄に記載してください。
	「非支配目的株式等」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、連結法人(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に法第24条第1項(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その支払に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。	
	「受取配当等の額19」、「受取配当等の額20」、「受取配当等の額23」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額29」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額30」	当期に受ける法第81条の4第1項(措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)及び措置法第68条の104(《保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例》)に規定する配当等の額又は法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除かれます。 (2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細 一 の 各 欄			24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
	「左のうち益金の額に算入される金額21」、 「左のうち益金の額に算入される金額24」、 「特例非支配目的株式等に係る配当等の額31」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額32」	法第81条の4第2項（措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）並びに措置法令第39条の124の4第1項及び第2項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）並びに第39条の124の5第1項及び第2項（協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）又は法第81条の4第3項の規定により計算した金額を記載します。	法第81条の4第2項並びに措置法令第39条の124の4第1項及び第2項並びに第39条の124の5第1項及び第2項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
	「本店の所在地26」	措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、この欄に「特定株式投信」と記載します。このとき、「基準日27」及び「保有割合28」は記載を要しません。	
	「保有割合28」	法第81条の4第7項に規定する他の内国法人から受ける同条第1項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうち法令第155条の10の2第2項（非支配目的株式等の範囲）に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載します。	
	「特例非支配目的株式等に係る配当等の額29」、 「特例非支配目的株式等に係る配当等の額31」及び「特例非支配目的株式等に係る配当等の額 ⁽²⁹⁾ － ⁽³¹⁾ 33」の各欄	措置法第68条の104（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける配当等について記載します。	

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7～155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の3～39の124の5

別表八の二付表

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の4（受取配当等）（措置法第68条の103第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、各連結法人ごとに作成し、連結事業年度における受取配当等の益金不算入額のうち各連結法人に帰せられる部分の金額を計算するために使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、下段の「各連結法人の受取配当等の額の明細」の各欄（「13」から「18」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「12」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。	
「(11) × $\frac{((17の計) \times 2) \text{ 又は } (18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$ 12」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 (1) 措置法第68条の104第1項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合 $(11) \times \frac{((17の計) \times 2) \text{ 又は } (18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$ (2) (1)以外の場合 $(11) \times \frac{((17の計) \times 2) \text{ 又は } (18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$	
「各連結法人の受取配当等の額の明細」の各欄	別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」の「受取配当等の額の明細」の各欄の記載（73ページ以下参照）に準じて記載します。	
「本店の所在地16」	措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合のその特定株式投資信託については、この欄に「特定株式投信」と記載します。	

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7～155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の3～39の124の5

別表十四の二

「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の6（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（措置法第68条の96第1項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は措置法第68条の88第3項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16（寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載します。	
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額5」、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額23」	各連結法人がその連結法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係があるものに限ります。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額を合計して記載します。	
「同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額9」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が連結事業年度終了の時に おいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額 (2) (1)以外の連結法人 同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額	
「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額10」	連結親法人の期末時における連結個別資本金等の額を記載します。	連結親法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「同上の月数換算額(10)× $\frac{1}{12}$ 」 11」	分子の空欄には、連結事業年度の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と(14)又は(16))のうち少ない金額)17」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が連結事業年度終了の時に おいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 「2」と「14」とのうち少ない金額 (2) (1)以外の連結法人 「2」と「16」とのうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附金額19」	各連結法人が支出した措置法第68条の88第3項((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例))の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を合計して記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額((20)－(9)又は(13)－(17)－(18))21」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) その連結親法人が連結事業年度終了の時に おいて資本又は出資を有しない法人である連結法人 「20」－「9」－「17」－「18」の金額 (2) (1)以外の連結法人 「20」－「13」－「17」－「18」の金額	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	各連結法人が支出した寄附金のうち法第37条第3項第1号又は第2号((寄附金の損金不算入))に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港湾局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について法第81条の6第3項の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	各連結法人が支出した法第37条第4項に規定する寄附金について法第81条の6第4項の適用を受ける場合（措置法第68条の96第1項の規定又は法第81条の6第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に記載します。	令第77条各号((公益の増進に著しく寄与する法人の範囲))に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条((公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等))の規定による証明書を保存しておいてください。
「その他の寄附金のうち認定特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第81条の6第5項の規定により、寄附金の額とみなされる認定特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人ごとに記載します。	
	「連結法人名」	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
	「指定寄附金等の金額27」	「1」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「特定公益増進法人等に対する寄附金額28」	「2」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「国外関係者に対する寄附金額31」	「連結法人名」に記載した連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関係者に対する寄附金の額を記載します。	

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14((特定公益信託の要件等))の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法81の6、令155の13～155の16、規則22の4～24、措置法68の88③、68の96①、措置法令39の23①、措置法規則22の76の3

別表十五の二

「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）又は令和2年改正前の措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に使用します。

② 措置法第68条の66第1項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその連結法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（③に掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「6」から「21」までの各欄を記載し、次に「1」から「5」までの各欄を記載します（個別帰属額の計算を行う場合には、「22」又は「23」を最後に記載します。）。

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を選択適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項				
「中小連結法人の定額控除限度額3」	連結親法人の期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。	資本金額等を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93（（資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等）の規定により計算した金額を資本金額等とします。非中小法人の判定については113ページを参照してください。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金額等の区分</th> <th>定額控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以下の法人（非中小法人を除きます。）</td> <td>(1)の金額又は 800万円×$\frac{\text{分子}}{12}$相当額のうち少ない金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金額等の区分	定額控除限度額	1億円以下の法人（非中小法人を除きます。）	(1)の金額又は 800万円× $\frac{\text{分子}}{12}$ 相当額のうち少ない金額
資本金額等の区分	定額控除限度額					
1億円以下の法人（非中小法人を除きます。）	(1)の金額又は 800万円× $\frac{\text{分子}}{12}$ 相当額のうち少ない金額					
上記以外の法人	0円					
	② 「 $\frac{\text{分子}}{12}$ 」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。					

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名①～④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「6」から「17」までの各欄	連結法人別に、当期に支出した交際費等の額について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「同上のうち接待飲食費の額21」	当該連結親法人事業年度（令和2年4月1日以後に開始する連結親法人事業年度に限りま す。）終了の日における連結親法人の資本金額等（資本若しくは出資を有しない連結親法人又は受託法人に該当する連結親法人にあっては、措置法令第39条の93に規定する金額）が100億円を超える場合には、記載しないでください。	交際費等に含まれる控除対象外消費税額等に相当する金額のうち飲食費に係る金額がある場合には、当該金額を含めて記載してください。 なお、当該控除対象外消費税額等に相当する金額のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、連結法人の帳簿書類に前ページの「1 この明細書の用途」の（注）に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、連結法人が合理的な方法により当該控除対象外消費税額等に相当する金額から飲食費に係る金額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。
「個別帰属損金不算入額」の各欄	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	

4 根拠条文

措置法68の66、令和2年改正前の措置法68の66、令和2年改正法附則78、措置法令39の93～39の95、措置法規則22の61の4

別表十八の二

「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法人税及び地方法人税について、連結中間申告又は連結中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
法人 税 額 の	「修正・更正・決定の年月日」	当該連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等に係る金額」	前期に措置法第68条の67第1項（連結法人に使用秘密金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使用秘密金の支出がある場合には、前期の別表一の二「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	当該課税事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前課税事業年度の地方法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等に係る金額」	前期に措置法第68条の67第1項に規定する使用秘密金の支出がある場合には、次の課税事業年度の区分に応じ、それぞれ次の金額を加えた金額を記載します。 (1) 前期が令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 前期の別表一の二「10」の外書の金額×4.4% (2) 前期が令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 前期の別表一の二「10」の外書の金額×10.3%	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2

IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書については、「令和2年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載してください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

別表二

「同族会社等の判定に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結親法人が法第2条第10号(定義)に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

別表五(一)付表

「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

二以上の種類の株式を発行している連結法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 留意点等

この明細書は、連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一)

「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第1項又は第5項(貸倒引当金)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一(一の二)

「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)(法第52条第2項又は第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)
- (2) 措置法第68条の59(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)又は平成31年改正法附則第71条(中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第68条の59第3項(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載します。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。

- (4) 取得等をした減価償却資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、令和2年改正前の措置法第68条の102の2(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を使用します。

(注) 令和2年度税制改正により上記の特例は廃止されましたが、令和2年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあつては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「残存価額17」、「差引取得価額×5%18」、「旧

定額法の償却率20」、「定額法の償却率26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) 連結法人が減価償却資産について、旧定率法又は定率法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)から(4)までと同様です。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、別表十六(一)の1(3)の合計表を添付する場合にあつては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書
法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書
法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)(規則第37条第3項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)において準用する場合を含みます。)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期

間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六(七)

「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（措置法第68条の9第8項第6号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人（同項第7号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は措置法第42条の4第8項第9号に規定する農業協同組合等に限ります。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの（以下それぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」といいます。）が、その取得等をした少額減価償却資産について令和2年改正前の措置法第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

（注）令和2年度税制改正により上記の特例は廃止されましたが、令和2年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産については、従前どおりとされています。

2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この制度の適用がある少額減価償却資産の取得価額の合計額は、中小連結親法人及びその各中小連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円（その連結親法人の連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これにその連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下同じです。）に達するまでとされています。したがって、連結法人ごとに作成するこの明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額（「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」）は、300万円が限度となりますので御注意ください。
- (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係にある連結子法人については、この制度の適用がありませんので御注意ください（中小連結法人及び適用除外事業者の判定については114ページを参照してください）。

別表十六(八)

「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定により同項の個別損金額を計算する場合において、令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六(九)

「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

措置法第68条の41(準備金方式による特別償却)(震災特例法第26条の6第1項前段(連結法人の準備金方式による特別償却))の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第4項(連結法人の減価償却に関する経過措置)に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

- (1) 平成28年改正前の措置法第68条の11第6項(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定
- (2) 平成28年改正前の措置法第68条の15の6第6項(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける連結法人ごとに作成し、「法人名」に連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(五)までを記載し、特別償却限度額を計算する必要があります。

V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

個別帰属額等の一覧表

1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類である「連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください。

これについては、「I 6 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。

(注) この一覧表に添付する連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類については、代表者の記名押印は不要です。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「納税地等」	連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。	
「売上金額」	連結親法人及び連結子法人の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「※ 税務署処理欄」における「売上金額」の金額を連結法人ごとに記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いします。
「個別所得金額又は個別欠損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額を記載してください。	
「個別帰属額」	(1) この欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額14」の金額を記載します。 (2) この欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結地方法人税個別帰属額4」の金額を記載します。	
「期中加入」	期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。	
「連結子法人数 法人」	連結子法人数の合計を記載してください。	
「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」	連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計額を記載してください。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「参考」	<p>連結子法人の異動状況を記載してください。</p> <p>なお、「加入した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」は、期中において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。</p>	<p>「期首の連結子法人数」 + 「加入した連結子法人数」 - 「離脱した連結子法人数」 = 「期末の連結子法人数」となります。</p>

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、連結子法人が、法第81条の25(個別帰属額等の届出)の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類)を提出する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、連結親法人が、連結確定申告書に添付する連結親法人分及び当該連結親法人に係る連結子法人分の連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。この場合において、連結子法人分については、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。


なお、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付を省略することができます。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(四)付表及びこの届出書の付表を使用してください。

なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人区分」	別表一の二の「法人区分」に表示する連結親法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の「法人区分」を表示するものではなく、連結親法人の「法人区分」を表示するものです。
	別表一の二の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。)を100万円単位(100万円未満の端数は切り上げます。)で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、届出書用紙(個別帰属額の届出書、個別帰属額等届出書付表セット、	「送付不要」としている連結法人が、翌期以降、「要」に○をしても、届出

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）をいいます。）の送付が不要な場合には「否」を○で囲んで表示します。</p> <p>なお、税理士関与のある連結法人の場合は、令和2年4月決算分の連結確定申告以降、届出書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。</p>	<p>書用紙のうち個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。</p> <p>個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。</p> <p>また、届出書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
	<p>税理士法第30条(税務代理の権限の明示)に規定する書面を届出書に添付する場合には、○で囲んで表示します。</p>	
<p>「連結事業年度分の申告に係る届出書」</p>	<p>空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 連結確定申告に係るもの……………「連結確定」</p> <p>(2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」</p> <p>(3) 期限後申告に係るもの……………「期限後連結確定」</p>	
<p>「個別所得金額又は個別欠損金額1」</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表七の二付表一「24」に金額の記載のある連結法人</p> <p>別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一「24」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。</p> <p>(2) (1)以外の連結法人</p> <p>別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「法人税額の特別控除額の個別帰属額3」</p>	<p>別表六の二(五)付表「18」＋別表六の二(六)付表「17」＋別表六の二(八)付表「11」＋別表六の二(九)「9」＋別表六の二(十)「10」＋別表六の二(十一)「19」＋別表六の二(十二)「20」＋別表六の二(十三)「18」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「12」＋別表六の二(十六)「11」＋(別表六の二(十七)付表三「17」＋「20」)＋別表六の二(十八)「20」＋別表六の二(十九)「19」＋別表六の二(二十)「20」＋別表六の二(二十一)付表「6」＋別表六の二(二十二)付表「6」＋別表六の二(二十四)「10」＋別表六の二(二十五)「16」＋別表六の二(二十六)「25」＋別表六の二(二十七)「11」により計算した金額を記載します。</p>	
<p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します ((1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの合計額を記載します。)</p> <p>(1) 別表六(三十一)「31」に金額の記載がある場合、その金額の個別帰属額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し等)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合、これらの規定により当期の法人税額に加算される金額に係る個別帰属額を記載します。</p> <p>① 措置法第68条の11第5項(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>② 措置法第68条の13第4項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>③ 措置法第68条の15の4第5項(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>④ 措置法第68条の15の5第5項(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑥ 平成28年改正前の措置法第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑦ 平成28年改正前の措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を</p>	

欄	記載要領	注意事項
	取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除))	
「連結法人税個別帰属額計10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項(連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、その用途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」には、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」、「連結法人税個別帰属額14」及び「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額19」の外書	法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	修正申告をする場合において、法第81条の31第6項において準用する法第80条第6項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。	
「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額(△印を付けます。)を記載します。	
「連結親法人が中小法人等の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項(中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の8第1項(同項の表の第2号及び第3号に係る部分に限る。)(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例)の規定の適用がある場合に記載します。	措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人が適用除外事業者該当する場合には、措置法第68条の8の規定の適用はないため、この欄へは記載せず、「26」欄に記載することとなりますので御注意ください。 (注) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(116ページを参照してください。)

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「算出連結法人税個別帰属額$(25) \times \frac{(27)}{(24)}$又は$(25)$の15%、16%又は19%相当額) 28」</p>	<p>「28」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「連結所得金額24」が0である場合</p> <p>① 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用があるもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16%又は19% 相当額</p> <p>② 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人で、措置法第68条の8の規定の適用があるもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16%又は19% 相当額</p> <p>③ 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用がないもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16%又は19% 相当額</p> <p>(2) (1)以外の場合 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16%又は19% 相当額</p>	<p>(1)③は、普通法人である連結親法人が適用除外事業者に該当するときに該当することとなります。</p>
<p>「算出連結法人税個別帰属額(26)の20%又は23.2%相当額) 29」</p>	<p>「29」は、連結親法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人 (26) の20% 又は 23.2%相当額</p> <p>(2) (1)以外の連結親法人 (26) の20% 又は 23.2%相当額</p>	

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、連結子法人が、法第81条の25(個別帰属額等の届出)の規定により、各連結事業年度に係る地方法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額(以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。)の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出します。
- (2) この明細書は、連結親法人が、地方法第19条第4項(確定申告)及び地方規則第6条(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、地方法第19条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」	<p>(1) 連結法人税個別帰属額届出書の「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。</p> <p>(2) 次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>① 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×(4.4%又は10.3%))</p> <p>② 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×(4.4%又は10.3%))</p>	
「加算調整額2」		「加算調整額8」の外書に記載した金額を含めて記載します。
「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」	<p>(1) 連結親法人が普通法人(措置法第68条の100第1項(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)の規定により承認を受けた医療法人(以下「特定の医療法人」といいます。))を除きます。)である連結法人が記載します。</p> <p>(2) 次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>① 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×(4.4%又は10.3%))</p> <p>② 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×(4.4%又は10.3%))</p>	連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄に記載する必要はありません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×(4.4%又は10.3%))</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×(4.4%又は10.3%))</p>	
<p>「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×(4.4%又は10.3%))</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×(4.4%又は10.3%))</p>	
<p>「加算調整額8」の外書</p>	<p>措置法第68条の67第1項((連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例))に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」は、この外書として記載した金額を含めて計算します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の4.4%に相当する金額</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の10.3%に相当する金額</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」</p>	<p>(1) 修正申告をする場合において、地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限り、)を含めて記載します。</p> <p>(2) 次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>① 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の4.4%に相当する金額</p> <p>② 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の10.3%に相当する金額</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」の外書</p>	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の4.4%に相当する金額</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の10.3%に相当する金額</p> <p>(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄(別表一の二の「27」)の外書の金額の4.4%又は10.3%に相当する金額が、地方法人税額の計算</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>における「この申告による還付金額」欄（別表一の二の「45」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。</p> $\text{(別表一の二の「45」の外書)} \times \frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$	
<p>「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×(4.4%又は10.3%))</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度の場合 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×(4.4%又は10.3%))</p>	

VI 参 考

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類として納税地の所轄税務署長に提出する個別帰属額に関する書類については、その書類のうち連結子法人分は連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表により作成したものに限り添付を省略することができます。

また、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書は、その連結子法人に係る各別表の付表だけでなく、その連結子法人の個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

その提出する書類及び連結法人の区分ごとに、提出を要するもの（○）、省略できるもの（△）又は提出を要しないもの（×）に整理すると、次表のとおりとなります。

(注) 次表は令和2年4月1日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
1の2及び1の2次葉	各連結事業年度の連結所得に係る申告書	○	×	×	×
	個別帰属額等の一覧表	×	○ (全体で1枚)		×
個別帰属額の届出書	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書	×	○	○	○
個別帰属額の届出書付表	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	×	○	○	○
2	同族会社等の判定に関する明細書	○	×	×	×
3(2)	土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の2)	優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3)	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3)付表	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(3)	短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(4)	課税除外とされる短期所有に係る土地等（面積1,000平方メートル以上のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(5)	課税除外とされる短期所有に係る土地（面積1,000平方メートル未満のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(6)	課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
3(7)	課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○
3の2	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3の2付表1	連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3の2付表2	連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3の2付表3	連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
4の2	連結所得の金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
4の2付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5(1)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(1)	連結利益積立金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
5の2(1)付表1	連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(1)付表2	連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書	○ (子法人分のみ)	×	△	○
5の2(2)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	○	×	×	×
5の2(2)付表	各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	○	○	△	○
6(2)付表1	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(2)付表2	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(2)付表3	国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(2)付表4	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書	○	○	△	○
6(2)の2)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表2	適格合併等に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表3	適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
6(4)	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(4の2)	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(5)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書	○	○	△	○
6(31)	リース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○
6(32)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(1)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2)付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2の2)	連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)付表	前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前連結税額超過構成額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4)	特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(6)	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(6)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(7)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における各連結法人の比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(9)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(10)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(10)付表	高度省エネルギー増進設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(11)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
6の2(11)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(12)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(12)付表	工業用機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(13)	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(13)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(14)	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(14)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(15)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(15)付表	特定事業用機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(16)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(16)付表	特定建物等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)	地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)付表1	各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)付表2	地方事業所特別税額控除限度額に係る加算対象税額控除限度額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(17)付表3	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(18)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(18)付表	調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(19)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(19)付表	経営改善設備の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(20)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(20)付表	特定経営力向上設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(21)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(21)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(22)	中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
6の2(22)付表	各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(23)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除における各連結法人の個別給与控除額の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(24)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(24)付表	認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(25)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(25)付表	革新的情報産業活用設備の取得価額及び継続雇用者給与等支給額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6の2(26)	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(26)付表	機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(27)	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
7の2	連結欠損金等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表1	連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表2	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表3	連結法人の災害により生じた損失の額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表4	更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
7の2付表5	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
8(2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書	○	○	△	○
8(3)	特定支配関係のある他の法人から受ける対象配当等の額等に関する明細書	○	○	△	○
8の2	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	○	○	△	○
8の2付表	連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
9(1)	保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
9(2)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(2)	国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10(3)	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10(4)	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	○	○	△	○
10(4)付表1	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
10(4)付表2	日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
10(7)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10の2(1)	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10の2(2)	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
10の2(3)	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10の2(3)付表	各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書	○	○	△	○
11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(1)の2)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(2)	返品調整引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(1)	海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(2)	新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(3)	金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(4)	廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(5)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(6)	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(7)	原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(8)	特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
12(9)	保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(10)	関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(11)	中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(12)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(13)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(14)	再投資等準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(15)	福島再開投資等準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(16)	特定事業再編投資損失準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(17)	岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(18)	特定都市鉄道整備準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(1)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(2)	保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(3)	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(4)	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(5)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(6)	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(7)	特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(8)	平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(9)	賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(10)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
14(1)	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書	○	○	△	○
14(3)	譲渡制限付株式に関する明細書	○	○	△	○
14(4)	新株予約権に関する明細書	○	○	△	○
14(5)	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
14(6)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
14(6)付表1	支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	○	○	△	○
14(6)付表2	みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の特例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
14(6)付表3	関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	○	○	△	○
14(7)	リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書	○	○	△	○
14(8)	公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書	○	○	△	○
14の2	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
15の2	交際費等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(1)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(2)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(3)	旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(4)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(5)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(6)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(7)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	○	○	△	○
16(8)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(9)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(10)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(11)	非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書	○	○	△	○
17(1)	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17(1)付表	国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書	○	○	△	○
17(2の4)	対象純支払利子等の額の損金不算入の適用除外に関する明細書	○	×	×	×

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
17(3)	特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)付表1	特定外国子会社等の判定に関する明細書	○	○	△	○
17(3)付表2	統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の2)	特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の3)	特定外国子会社等の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の4)	特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の4)付表1	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の4)付表2	適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の5)	間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の6)	特殊関係内国法人の状況等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の7)	添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の7)付表1	添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の7)付表2	添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の8)	特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の9)	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の9)付表	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の10)	外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の10)付表	外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書	○	○	△	○
17(3の11)	外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3の12)	外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書	○	○	△	○
17(3の12)付表	外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額等の計算に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別表の名称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	子
17(3)の13)	特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人の状況等に関する明細書	○	○	△	○
17(4)	国外関連者に関する明細書	○	○	△	○
17の2(1)	連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外に関する明細書	○	×	×	×
17の2(2)	連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表1	各連結法人の関連者支払利子等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表2	各連結法人の控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(2)付表3	調整対象金額に係る調整額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(3)	連結超過利子額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17の2(3)付表1	連結超過利子個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(3)付表2	連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額の調整計算に関する明細書	○	○	△	○
17の2(4)	連結法人の対象純支払利子等の額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
17の2(4)付表	各連結法人の対象支払利子等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○

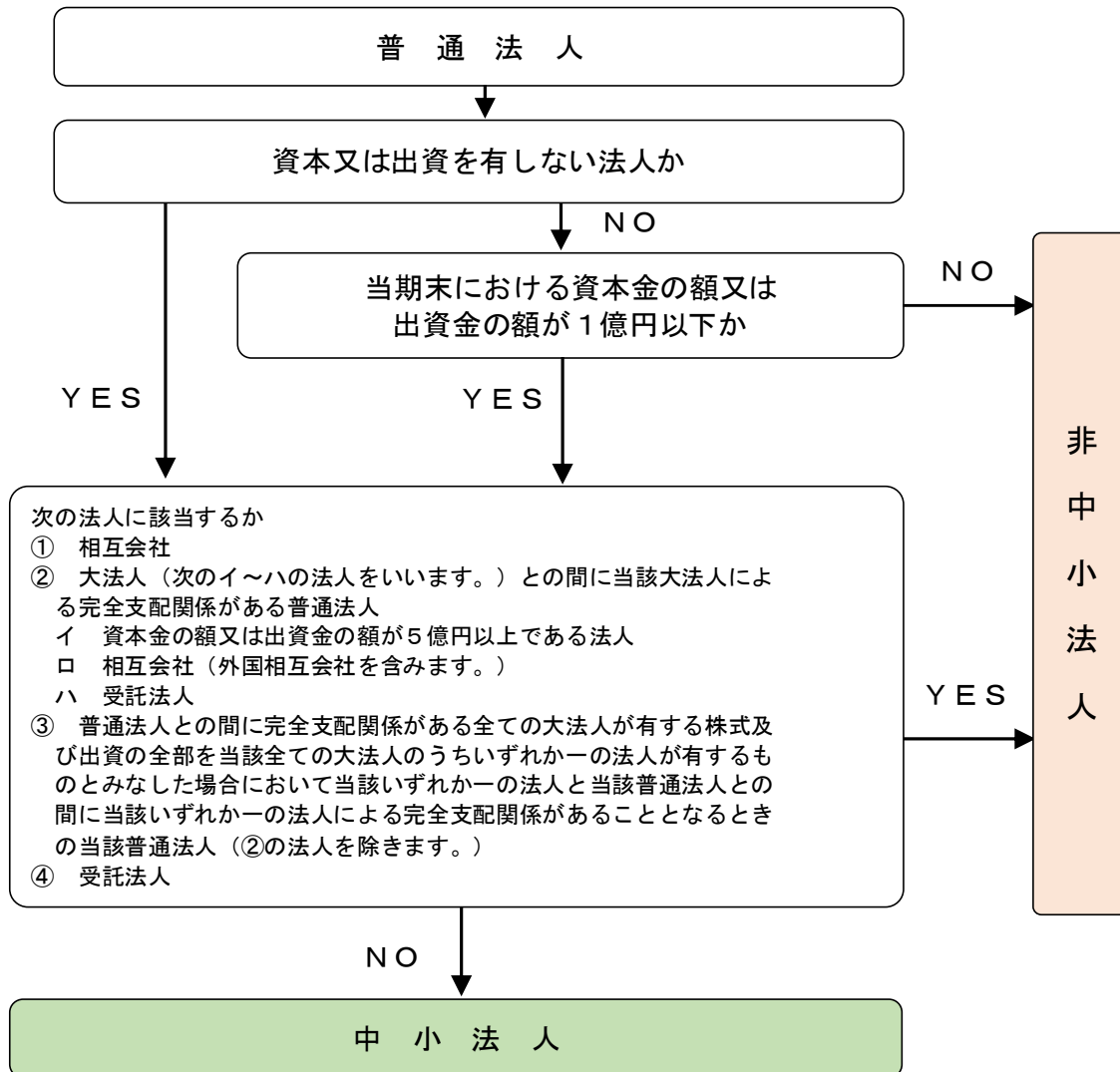
(注) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表の用紙は、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の所定の場所 (「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「確定申告等情報」→「法人税」→「法人税及び地方法人税の申告 (法人税申告書別表等)」) に掲載しておりますので、印刷して御使用ください。

Ⅶ 中小連結法人の判定等

(1) 別表一の二における中小法人の判定

① 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、連結親法人が中小法人等（普通法人のうち中小法人に該当するもの又は協同組合等）に該当する場合には軽減税率が適用されます（法81の12②③⑥）。普通法人である連結親法人が中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。

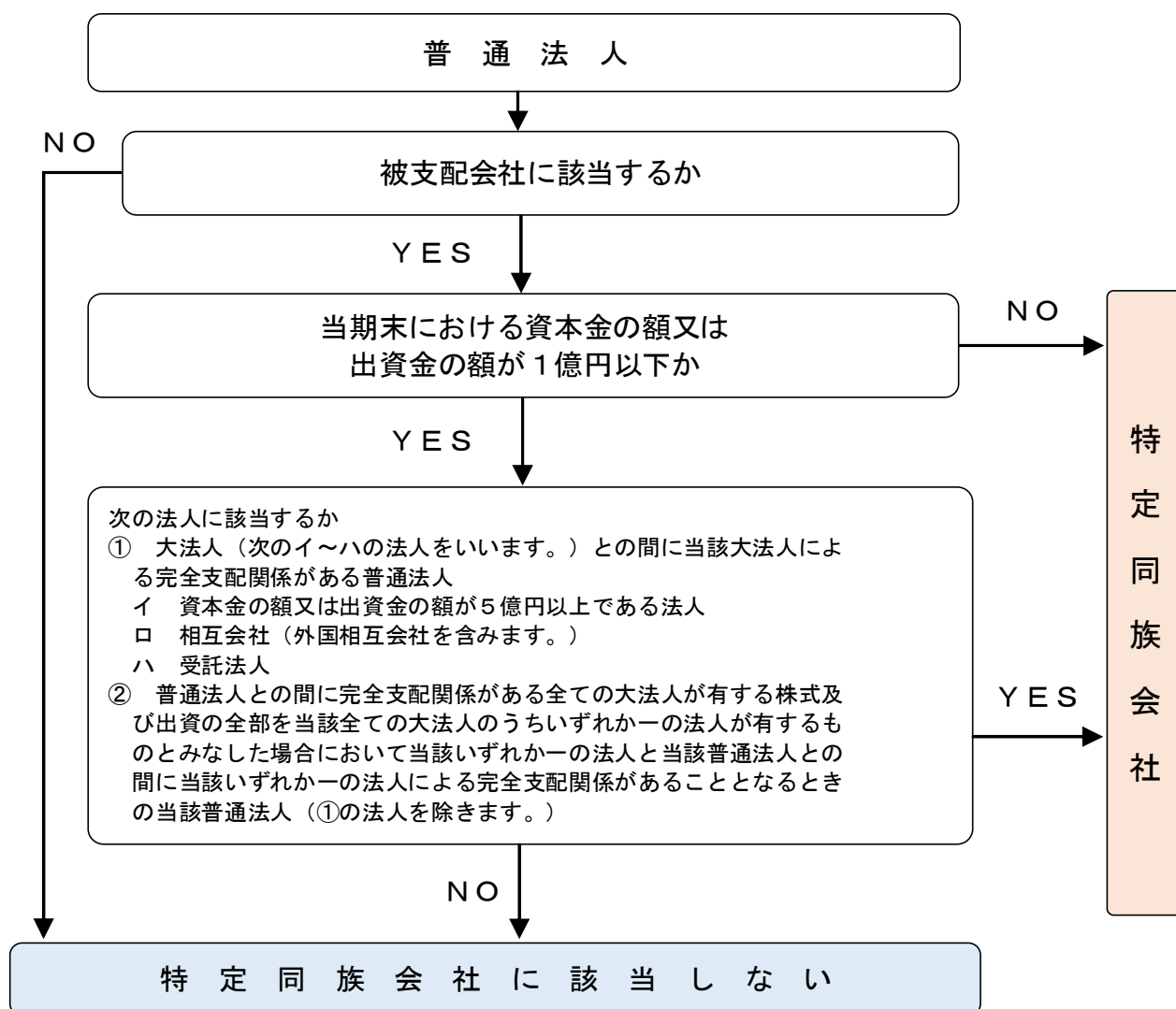


② 軽減税率の特例措置

中小法人等である連結親法人（普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。）に対しては軽減税率の特例措置（一定の普通法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%、協同組合等又は特定の医療法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：20%→16%）が適用されます（措置法68の8）。適用除外事業者の判定については、116ページを参照してください。

(2) 別表二及び三の二における特定同族会社の判定

連結親法人が特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます（法67①②、81の13①）。



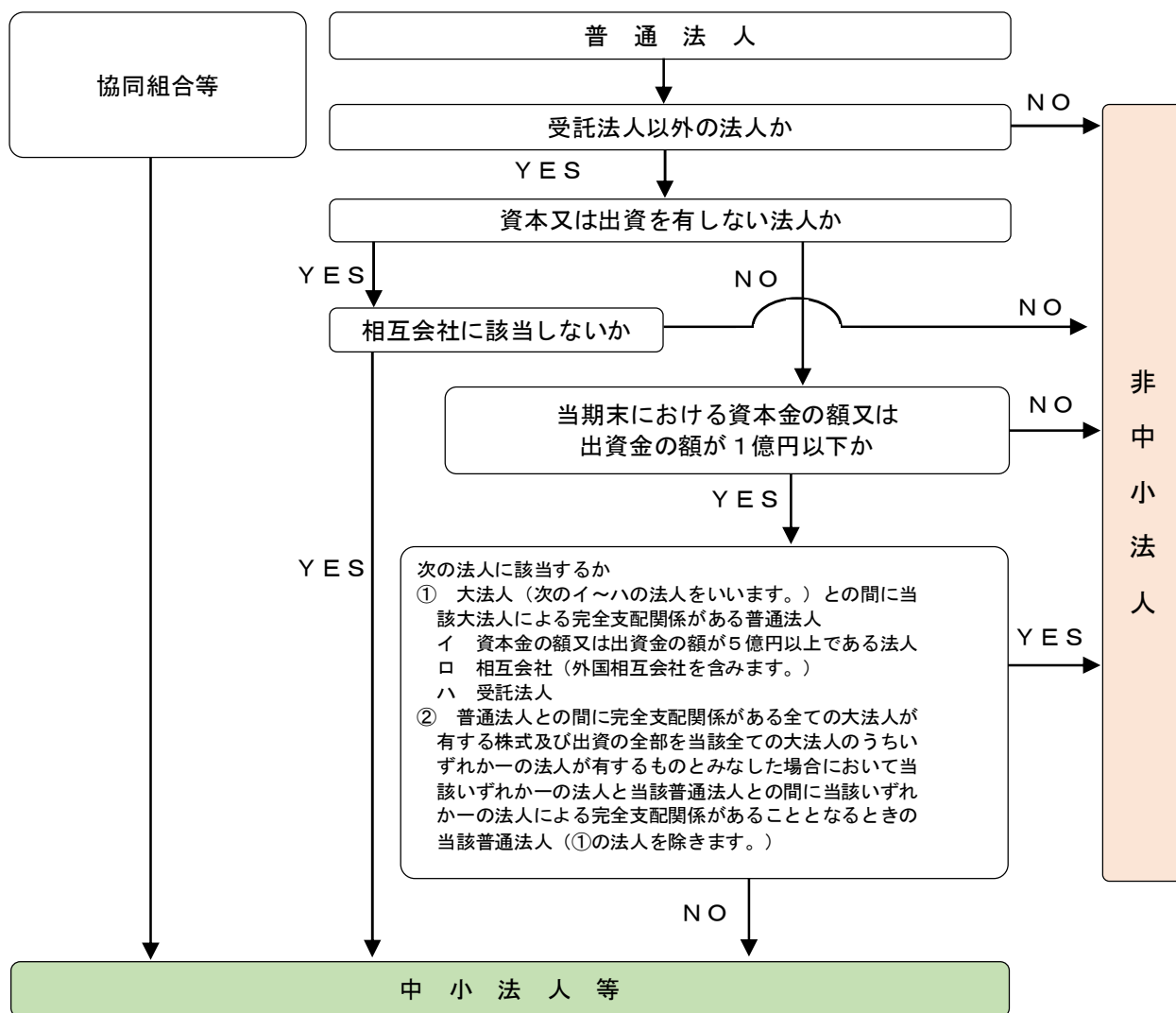
(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法67②、令139の7）。

なお、被支配会社で、その判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人が含まれている場合には、その法人を株主等から除外して判定することになります（法67①）。

(3) 別表七の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、連結欠損金額の控除限度額は控除前連結所得金額となります（法81の9⑧）。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。

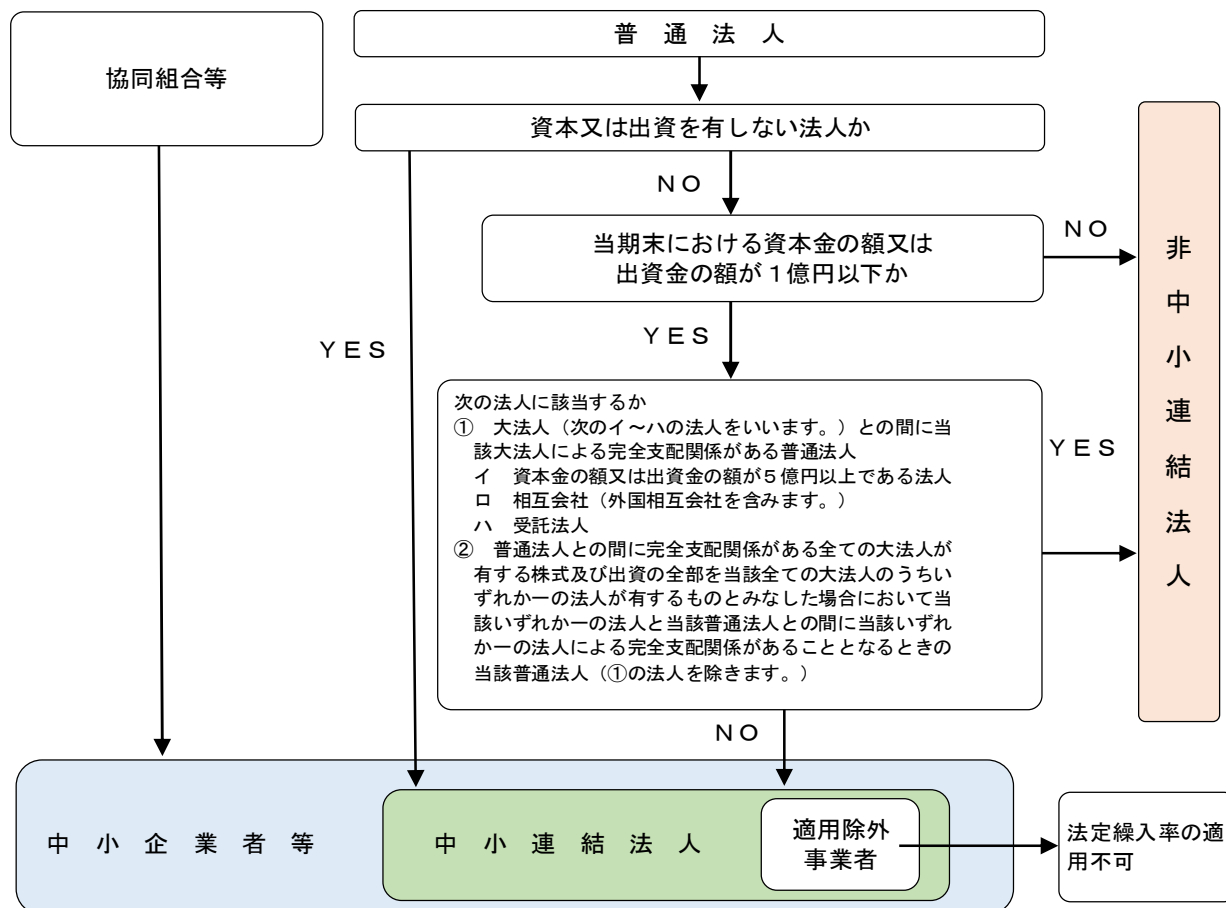


（注）適用除外事業者の判定は必要ありません。

(4) 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

① 貸倒引当金の損金算入

連結親法人が中小企業者等に該当する場合の連結親法人及び当該連結親法人の連結子法人（中小企業者等に該当するものに限り、並びに銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む連結法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます（法52①②）。このうち中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



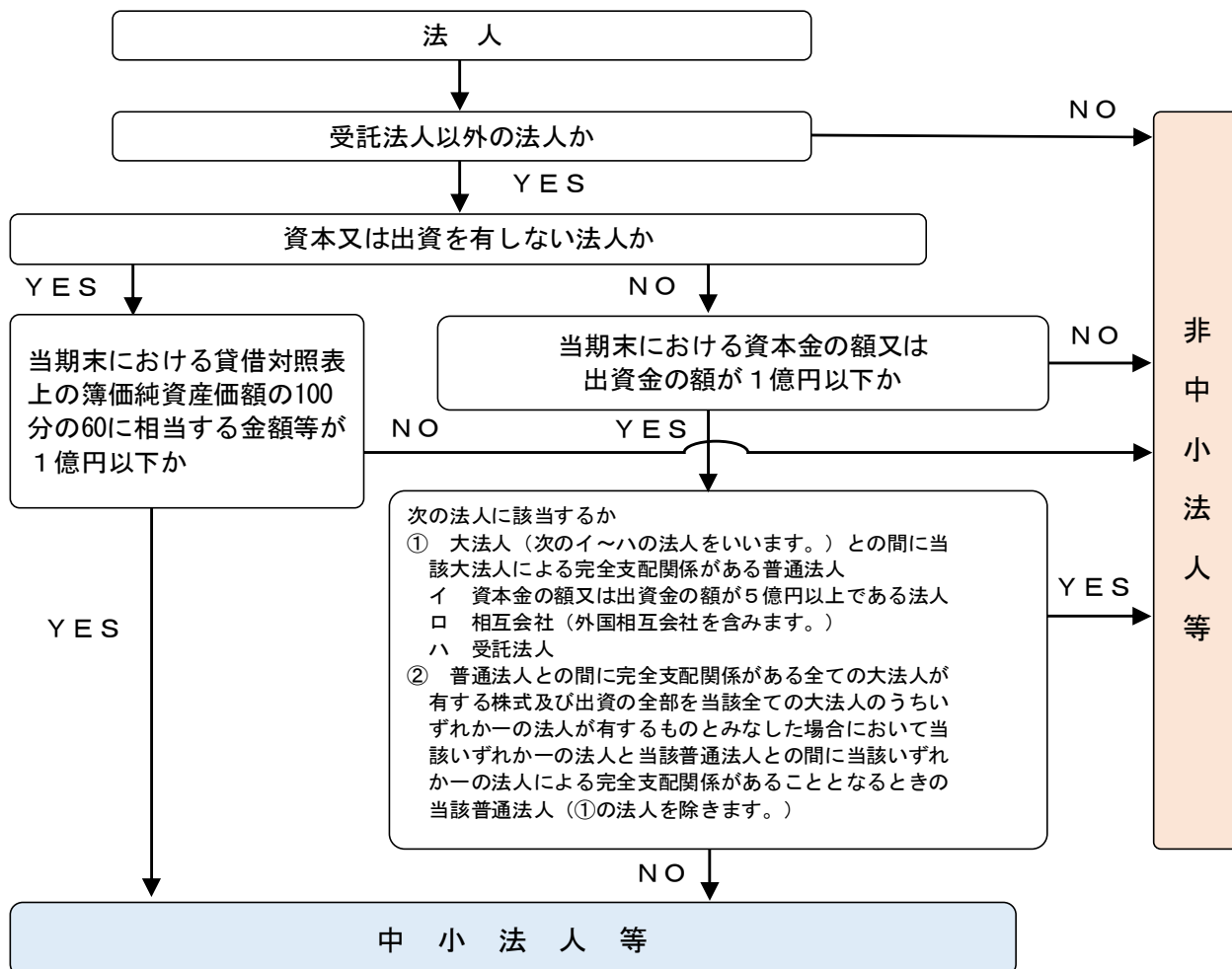
(注) 協同組合等は適用除外事業者の判定は必要ありません。

② 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等（相互会社を除きます。）に該当する連結親法人（中小連結法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は当該連結親法人と連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超のものを除きます。）は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（措置法68の59、措置法令39の86③）。適用除外事業者の判定については、116ページを参照してください。

(5) 別表十五の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます（措法68の66②）。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(6) 中小連結法人向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」(別表六の二(六))などのように中小連結法人のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六の二(五)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六の二(六)	中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六の二(八)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六の二(九)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六の二(十)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六の二(十一)	中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑦	六の二(十五)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六の二(十六)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六の二(十八)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑩	六の二(十九)	特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑪	六の二(二十)	中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
⑫	六の二(二十二)	中小連結法人が給与等の上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六の二(二十四)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑭	六の二(二十五)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑮	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和2年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和2年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小連結法人」に該当するかどうかは、次の「中小連結法人の判定表」により判定することができます。

なお、No.⑥、⑩、⑪の別表(※)については、次の「中小連結法人の判定表」下の(注)のとおり判定方法が異なりますので御注意ください。

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、116ページを参照してください。

中小連結法人の判定表									
連結親法人の状況	発行済株式又は出資の総数又は総額		a	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額	
	aのうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額		b		1		i		
	差引 (a)-(b)		c				j		
	常時使用する従業員の数		d				k		
	大規模の法人保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (i)			e			l	
		保有割合 (e)/(c)			f	%		m	
		大規模法人の保有する株式数等の計 (o)			g			n	
		保有割合 (g)/(c)			h	%	計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)		o
連結親法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合				⇒「中小連結法人」非該当		
	資本又は出資を有しない法人		「d」が1,000人を超える場合						
連結子法人の判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		連結親法人が「中小連結法人」非該当の場合				⇒「中小連結法人」非該当		

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイ~ハの法人をいい、平成31年4月1日以後に終了する連結事業年度の上記⑥、⑩、⑪の別表(※)について判定を行う場合には独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限ります。)及び中小企業投資育成株式会社を除き、それ以外の場合には中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次のA~Cの法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小連結法人向け租税特別措置の適用を受けようとする連結親法人（以下「判定連結親法人」といいます。）及び当該判定連結親法人の連結子法人のうち、その連結事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の連結所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～③に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法68の9⑧七、措置法令39の39⑫～⑯）。

したがって、次の①～③に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の連結所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

- ① 判定連結親法人又はその連結子法人（判定連結親法人による連結完全支配関係にあった法人を含みます。以下「連結子法人等」といいます。）が特定合併等に係る合併法人等に該当する場合【2号】
（注） 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措令39の39⑭一）。
- ② 判定連結親法人が基準日の翌日から判定対象年度開始の日までの期間内に連結納税の承認を受けた場合又は連結子法人等がその期間内において判定連結親法人による連結完全支配関係を有することとなった場合【3号】
- ③ 判定連結親法人の各基準年度の中途において当該判定連結親法人の連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合【4号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表			
判定連結親法人及び各連結法人等の全てがその設立の日の翌日以後3年を経過していない場合			非該当
調整計算の要否		不要・要（措置法令第39条の39第12項第（ ）号）	
連結事業年度		各基準年度の連結所得金額 （別表一の二「1」等） （マイナスの場合は0）	「1」に対する法人税の額に係る連結 欠損金の繰戻し還付の金額の計算の 基礎となった連結欠損金相当額
		1	2
基準 年 度	・	円	円
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
計			
基準年度の平均連結所得金額 （（1の計）－（2の計））／（3の計）×12			4 円
調整 計 算 が 「 要 」 で あ る 場 合	(1の計)－(2の計) ((3の計)>36の場合には、 (((1の計)－(2の計))／(3の計))×36の金額)		5
	合併等調整額		6
	連結開始等調整額		7
	連結離脱調整額		8
	計 (5)＋(6)＋(7)＋(8)		9
平均連結所得金額 (9)／3		10	
適用除外事業者の判定 (4)又は(10)>15億円			11 該当・非該当

イ 判定連結親法人及び各連結法人等の全てが設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～③等に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。

ロ 上記①～③の事由がある場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第39条の39第12項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～③の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均連結所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「10」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第39条の39第13項第2号に規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「連結開始等調整額7」には、措置法令第39条の39第13項第3号に規定する連結開始等調整額を記載します。

ホ 「連結離脱調整額8」には、措置法令第39条の39第13項第4号に規定する連結離脱調整額を記載します。